

令和5年 第2回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 3月1日(水) から15日(水) まで15日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
3月1日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程・ 提案説明
2日	木			考査日
3日	金			考査日
4日	土			閉 庁
5日	日			閉 庁
6日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
7日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
8日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
9日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
10日	金	総務文教委員会	9時	付託事件審査
11日	土			閉 庁
12日	日			閉 庁
13日	月	予算特別委員会	9時	付託事件審査
14日	火	予 備 日		
15日	水	本 会 議	13時	審査報告・閉会

令和5年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第1号）						
令和5年3月1日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議						議長
令和5年3月1日 午後1時00分						星 正彦
閉会開議						議長
令和5年3月1日 午後2時17分						星 正彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	出席 13人	5	新 谷 留 晴	出 欠		
	欠席 0人	6	篠 原 哲 哉	出 欠		
	欠員 0人	7	星 正 彦	出 欠		
		8	有 働 徳 仁	出 欠		
		9	栗 田 美 和	出 欠		
	10	許 斐 英 幸	出 欠			
会議録署名 議員	3	田 中 二 三 輝		4	宇田川 亮	

職 務 出 席	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	広 瀬 真 一	出 欠
	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	田 中 靖 治	出 欠
	総務課長	高 橋 奈 美 江	出 欠	建設課長	西 生 卓 矢	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	柴 田 隆 臣	出 欠
	税務住民 課 長	石 田 克	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	神 谷 徹	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	森 永 健 一	出 欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程		別 紙 の と お り				
付 議 事 件		別 紙 の と お り				
会 議 経 過		別 紙 の と お り				

令和5年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月1日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の所信表明
- 日程第4 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第5 議案第2号 鞍手町個人情報保護審査会条例
- 日程第6 議案第3号 鞍手町個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第7 議案第4号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第13号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第14号 鞍手町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第15号 鞍手町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第16号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第17号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第18号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第5号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第6号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第7号 鞍手町職員の降給の事由及びその手続効果に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第8号 鞍手町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第9号 鞍手町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第10号 公益的法人等への鞍手町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第11号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第12号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第19号 鞍手町水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第20号 鞍手町職員の再任用に関する条例を廃止する条例
- 日程第24 議案第21号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第25 議案第22号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議案第23号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第24号 令和5年度鞍手町一般会計予算
- 日程第28 議案第25号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第29 議案第26号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第27号 令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第31 議案第28号 令和5年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第32 議案第29号 令和5年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第33 議案第30号 令和5年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第34 議案第31号 令和5年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第35 議案第32号 令和5年度鞍手町下水道事業会計予算
- 日程第36 議案第33号 民事調停の申立て

令和5年3月1日（第1日）

開議 午後 1時00分

○議長（星 正彦 君）

ただ今から、令和5年第2回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、監査より提出されております例月現金出納検査報告書並びに、令和4年度後期定期監査結果報告書をお手元のタブレット端末機に送信していますのでご確認下さい。

次に、本日まで受理しました陳情1件は、タブレット端末機に送信しています陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより、日程に入ります。

日程は、お手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において3番議員 田中 二三輝 議員及び4番議員 宇田川 亮 議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から3月15日までの15日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から3月15日までの15日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 町長の所信表明をお受けします。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長より発言の許可をいただきましたので、令和5年第2回鞍手町議会定例会の開催に当たり、町政の基本方針について、私の所信を申し述べ、議会並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

私は、昨年9月の町長選挙におきまして、町民の皆様から多くの温かいご支援をいただき、引き続き町政運営の重責を担わせていただくこととなり、身の引き締まる思いであります。

本来であれば、昨年9月の町長選挙直後の定例会におきまして、町政運営の方針を述べさせていただくところでしたが、すでに令和4年度の政策的予算も編成しており、行政運営を進めていることから、新たな年度を迎えるにあたり、今後の私の町政に対する基本姿

勢と未来に続く持続可能なまちを目指して掲げた三つの公約について、その所信を述べさせていただきます。

まず、はじめに「安全・安心な鞍手町に」です。

この公約には、6つの施策を掲げております。

一つ目は、「新型コロナウイルスへの速やかな対応」についてです。

これまでの任期4年のうちの半分以上は、終始、新型コロナウイルス感染症対策に追われた日々でした。同時に想定外の出来事により世の中が大きく変動した4年間でもあったように思います。

新型コロナウイルス感染症については、令和2年1月に流行の兆しが現れ、瞬く間に世界各国で感染が拡大しました。

我が国においても社会経済の停滞による未曾有の危機に陥り、国は、感染拡大防止のためにまん延防止等重点措置を決定し、さらには、国民の命と健康を守るため、さまざまな施策を打ち出し取り組んできました。

本町においては、令和4年度も引き続き町民の皆様には新型コロナウイルス感染症の影響による感染拡大防止にご協力をいただきました。同時に本町では、新型コロナウイルスワクチン接種を進め、国の感染防止対策や経済対策と連動するとともに、町独自の各種補助事業に取り組んでまいりました。

今後は、感染症法上、2類から5類へ引き下げられる方針が決定されましたが、今後も国の動向等を注視しながら速やかな対応を進めていくこととしております。

また、新型コロナウイルスワクチンの接種については、地方独立行政法人くらて病院をはじめ、町内5医療機関には多大なご協力をいただいたことに対しまして改めて感謝申し上げます。

二つ目に、「災害に強い役場新庁舎の建設」についてです。

役場庁舎等の移転建替えにつきましては、昨今の社会情勢の影響による資材価格の高騰を主な要因として、昨年8月に実施した入札が不落となりましたが、9月議会に提案いたしました増額補正の追加議案に対しまして議員各位のご理解をいただき、ご承認をいただいた後、11月に実施した再度の入札では、予定価格内で落札され、12月議会を経て建設事業者が決定いたしました。

今後も、緊迫する欧米諸国の情勢による世界経済の変化や新型コロナウイルス感染症の動向などを注視しながら、災害に強いまちづくりの根幹をなす新庁舎建設を進めてまいります。

現在は、起工式を終え、いよいよ本格的な建設が始まり、予定している令和7年1月の開庁を目指して事業を進めてまいります。

三つ目に、「六田川や西川など治水対策の推進」についてです。

西川の改修事業は、県の事業として順調に進んでいくことと思われませんが、六田川の治水対策については、国・県に対して要望を行うとともに本町としても手詰まりとなってい

る現状の打開に向けて努力してまいります。

四つ目に、「本町交差点と周辺歩道の整備」についてです。

鞍手インターチェンジ、北九州市とつながる北九鞍手夢大橋の開通などにより交通インフラが整い、県道直方・鞍手線のバイパス工事が進められております。

また、現在本町交差点と周辺の歩道整備も県事業として事業化され、より利便性の高い町へと整備が進められております。

今後も交通の利便性の向上に向けて、周辺歩道等の整備を県と歩調を合わせながら行ってまいります。

五つ目に、「地域や個人のタイムライン作成と避難訓練の実施」についてです。

災害はいつ起こるかわかりません。そのため日頃から備え、自分の身は自分で守るための適切な避難行動をとることが重要になりますが、非日常的な出来事には行動が伴わない場合もあります。

自身がとるべき行動を平時から計画を立て備えることや地域の防災力の向上は大変重要なものと考えます。

今後は、自主防災組織と連携を密にし、地域や個人のタイムライン作成と避難訓練の実施を進めてまいります。

六つ目に、「小学校統合後の跡地や廃止された公共施設の利活用と避難所再配置の計画策定」についてです。

近年の異常気象による台風や豪雨、あるいは頻繁に起こる地震などの自然災害は時と場所を選ばず、私たちの生活を脅かしています。

平成30年7月豪雨以降、幸いにも本町には大きな災害は発生しておりませんが、災害時の公共施設の役割の重要性も考慮し、避難所の再配置について検討していきたいと考えております。

また、国の国土強靱化計画や福岡県の地域強靱化計画と調和しながら、引き続き万が一の事態、災害に備え準備を進めてまいります。

また、本町全体の公共施設の利活用の検討を行うため、新たに鞍手町公共施設等利活用検討委員会の設置を予定し、避難所再配置の検討と併せて、安全・安心の視点を念頭に置いた公共施設の利活用の検討を進めてまいります。

次に、「明るく元気な鞍手町に」です。この公約には、10の施策を掲げております。

一つ目に、「子どもたちが楽しく学べる小学校の建設」についてです。

令和3年度より取り組んできました小学校のあり方については、小学校のあり方検討委員会において、令和3年度（令和4年2月25日）に6小学校を1校に統合との報告を受け、その後は、建設地について協議を行っていただきました。

現在は、総合教育会議において、あり方検討委員会の意見を参考に教育委員の皆様と統合する際の小学校の場所や様々な課題などに関し意見交換を行っておりますが、私自身、町長就任以前から子どもたちが楽しく学べる小学校の建設を切望しており、鞍手町の未来

を担う子どもたちに最適な教育環境の整備、充実を図っていきたいと考えております。

二つ目に、「ICTを活用した教育DXの推進」です。

国のGIGAスクール構想を実現するため、本町においても令和2年度に児童・生徒1人に1台のコンピューター端末の配付や通信ネットワークの環境整備を行いました。

今後は、ICTを活用した授業が急速に進んでいくことから、教職員一人ひとりがICT活用指導力とそれを身に着けるための研修等のあり方を含めたソフト面での環境整備を行ってまいりたいと考えております。

三つ目に、「高齢者や若者・子どもが集える地域交流拠点や地域サロンの整備」についてです。

私は、常々健康寿命を延ばすことがとても重要であると申し上げております。いくつになっても、また障がいがある方もない方も元気でいきいきと生活できることが重要であると思っております。

今後も高齢者や障がい者の福祉につきましては、第5次鞍手町総合計画後期基本計画に掲げた高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境の整備や、障がい者が共に暮らせる地域づくりを目標に掲げ、高齢者や障がい者がいきいきと元気で暮らせるまちづくりをめざして取組みを進めてまいります。

四つ目に、「地域運営組織を形成し地域コミュニティを醸成」についてです。

少子高齢化の急激な進行や個人の生活スタイルの変化等により、地域の課題が複雑化・多様化しております。

本町においても、自治会への加入率が低下しており、このことは、自治会役員の担い手不足ということだけでなく、地域コミュニティが薄れ、自治会そのものの存続にも直接影響するほど年々深刻化しております。

この自治会役員の担い手不足の要因の一つに広報紙等の配付業務等が考えられます。これらの業務については、すべての世帯へポストイングによる配付を行うことで役員の負担軽減につながればと思います。

また、新たなコミュニティを醸成していくためには、自主防災組織等の機能を活用した地域社会の再生を検討し、活性化に繋げてまいりたいと考えております。

五つ目に、「誰一人取り残さないデジタル化の推進」についてです。

デジタル技術を活用した住民サービスを享受できる自治体を目指すための計画を今年度末には策定する運びです。

この計画では、町民が誰一人取り残されることなく、デジタル技術を活用した住民サービスを享受できるように『誰もが安心・安全・便利に繋がる「スマートタウンくらて」』を基本理念に掲げ、住民の窓口負担を減らします。

さらには地域社会のデジタル化、デジタルデバイド対策を行うため、デジタル活用支援事業としてスマホ教室を開催し、住民サービスの向上を推進してまいります。

六つ目に、「地域おこし協力隊による町の魅力発信と地域の活性化」についてです。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・情報発信等の地域おこし支援や地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図るためのものです。

この地域おこし協力隊は、総務省が令和8年度までに1万人に増やすことを目標として掲げており、特別交付税により隊員1人当たり480万円を上限とした財政措置がなされております。

地域の活性化を図るには、地域外からの人材による新たな目線での課題解決や活性化を図る力が必要であり、そのような力がまちの活性化の一助になると考えております。

七つ目に、「部活動を地域の指導者に委ねるとともに多様な世代が参加できるスポーツの環境整備」についてです。

本町の中学校は、昔から部活動が盛んであり、多くの部活動が県大会などに出場しております。

また、外部指導者も積極的に活用しており、今後も時代を担う中学生が部活動を楽しく、真剣に取り組めるように部活動の活性化に取り組んでまいります。

また、先程も述べましたが、だれもが健康で長生きできるように多様な世代に合った環境の整備に取り組んでまいります。

八つ目に、「企業誘致と産業の振興」についてです。

県の事業ではありますが、鞍手インターチェンジのアクセス道路である県道直方鞍手線のバイパス整備事業が令和5年度中に完成予定であり、完成されればインターチェンジから木月方面、鞍手工業団地へのアクセスがスムーズになり、地域経済の活性化が見込まれます。

また、直方市との広域事業として取り組んでいる直方・鞍手工業用地造成事業が着実に進んでおり、データセンターの誘致に向けて、今後も福岡県や直方市とともに取り組んでまいります。

さらに本町は、鞍手インターチェンジの地理的優位性を最大限に活かせることから諸課題を解決しながら、企業誘致に向けて取り組んでまいる所存です。

また、深刻化している農業従事者の高齢化や後継者不足を打開するために、今後も国、県の補助を活用して自動運転のトラクターやコンバインなどを活用したスマート農業の普及や新規就農者を含む農業の支援に向けた各種事業を実施し、農業の振興に取り組んでまいります。

九つ目に、「農産物の地産地消と特産品の開発」についてです。

「地域のものは地域で消費する」の考えを念頭に置き、鞍手町の農産物を有効に活用し、鞍手町の農産物は、鞍手町で消費できるように取り組むとともに、新たな商品開発やふるさと納税の返礼品となるよう今後検討してまいります。

最後に、「空き家対策と移住定住策をマッチングして取り組む」についてです。

これまでも、少子高齢化や人口の都市一極集中の影響を受け、本町の人口は減少し続け

てきました。

しかし、鞍手町人口ビジョンや立地適正化計画において、目標人口を定め、その実現に向けて効果的な施策を実施しております。

本町においては、鞍手町定住促進奨励金交付条例に基づき、町内に住宅を取得し居住された人に、奨励金の対象となる家屋と土地に対する固定資産税相当額を年間15万円を上限として10年間交付を行っておりますが、この定住奨励金による実績に基づき成果を検証した結果、人口減少の抑制に一定の成果が確認できたことから、本事業の事業期間を5年間延長し、現在、取り組んでいるところです。

今後は、空家問題や立地適正化計画で設定した居住誘導区域に本事業をどのように活かして成果を高めていくかを検討してまいります。

次に「人と地球にやさしい鞍手町に」です。この公約には、7つの施策を掲げております。

一つ目の「再生可能エネルギーを推進し脱炭素社会を目指す」と二つ目の「電力の地産地消で地域を活性化」についてです。

令和3年3月3日に、「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、令和4年度には、国の補助事業の採択を受けて脱炭素化推進戦略の策定や公共施設への再生可能エネルギー導入のためのポテンシャル調査を実施し、地球温暖化対策実行計画の策定を進めております。

今後引き続き、ゼロカーボンシティを目指し、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでまいります。

また、様々な再生可能エネルギーを活用した発電事業を推進し、発電した電力を地元鞍手町で消費する電力の地産地消に取り組んでいきたいと考えております。

まずは、新庁舎における太陽光発電の余剰電力を活用する仕組みを導入するとともに、北九州都市圏域の各自治体と連携し、再生可能エネルギー活用の取り組みを進め、脱炭素の取り組みと併せて電力の地産地消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

三つ目に、「手話言語条例の制定」についてです。

手話言語条例については、去る12月議会において、可決をいただきました。

今後は、手話に対する理解の促進と総合的かつ計画的に手話に関する施策を進めてまいります。

四つ目に、「高校生までの医療費を完全無料化」についてです。

移住定住を念頭に置き、子育て世帯における医療費の負担軽減を拡大し、子育て世代の支援・充実を図るため、本町独自の助成対象を18歳到達年度末までとして、実施していきたいと考えております。

五つ目に、「がん患者が使用する医療用ウィッグ等の購入費を助成」についてです。

がん患者やがん経験者のがん治療に伴う心理的負担の軽減を図るため、医療用ウィッグや補整具等の購入費に対する補助を目的としたアピアランスケア推進事業を実施したいと考えております。

六つ目に、「地域公共交通の利便性の向上」についてです。

地域公共交通については、アンケートを行った際に、もっとも多くの方が要望として挙げている項目です。

今後は、利便性や費用対効果を考えながら取り組む必要があると考えております。

七つ目に、「ごみの減量化と食品ロスの削減」についてです。

現在、本町では宮若市、小竹町と共同で月2回、くらしクリーンセンターの資源回収事業を行っております。

家庭で不要になったものを全てゴミとして出すのではなく、資源として再利用する取り組みを行っています。

今後も引き続き資源回収を実施していきますが、ごみの分別を徹底し、再資源化できるものは、ゴミとして排出しないように住民等への周知を行いながら、リサイクル意識を高揚させるための周知・啓発を行い環境負荷の少ない循環型社会をめざしてまいります。

食品ロスの削減については、世界的にも大きな課題として認識されているところです。

本町においては、地元の農産物を学校給食に取り入れ地産地消にも取り組むことで食品ロス等にもつなげていければと考えているところです。

以上、私の公約を述べさせていただきましたが、令和4年12月議会において課室設置条例を可決いただき、令和5年度からは新たな組織機構を整え、近隣にない住環境と利便性を備えた安全安心なまちとするため、職員と一丸となって引き続き全力で取り組んでまいります。

最後になりますが、鞍手町の良いところは残しながら、流れを止めることなく社会情勢の変化に順応し、活力に満ちた明るい未来に続く持続可能なまちづくりを進め、便利で暮らしやすく、だれもが心豊かで幸福度、満足度が高く、自信と誇りの持てる町の実現に向けて邁進する所存ですので、どうか議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます、私の所信表明といたします。

○議長(星 正彦 君)

以上で、町長の所信表明を終わります。

次に進みます。

日程第4 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

送信資料のとおり議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め原案どおり決定し通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、原案を適当と認めることに決定しました。

次に、日程第5 議案第2号及び日程第6 議案第3号の2件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長(岡崎 邦博 君)

議長。

○議長(星 正彦 君)

町長。

○町長(岡崎 邦博 君)

日程第5 議案第2号及び日程第6 議案第3号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第2号は、鞍手町個人情報保護審査会条例であります。

本議案は、鞍手町の個人情報保護制度等の適正な運用を図ることに関し、新たに鞍手町個人情報保護審査会を設置するため鞍手町個人情報保護審査会条例を制定するものです。

次に、日程第6 議案第3号は、鞍手町個人情報の保護に関する法律施行条例であります。

本議案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正が令和5年4月1日から施行されることに伴い、新たに鞍手町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものです。

以上が、日程第5 議案第2号及び日程第6 議案第3号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(星 正彦 君)

本案に対する質疑は、後日行います。

次に、日程第7 議案第4号から日程第13 議案第18号までの7件を一括して議題

とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

日程第7 議案第4号から日程第13 議案第18号までの7件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第7 議案第4号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、本町全体の公共施設の利活用を検討するため、鞍手町公共施設等利活用検討委員会を、また現在ある公共下水道事業計画に対する検討・審議を行うため、鞍手町公共下水道計画検討委員会を新たに設置するものです。

なお、鞍手町公共施設等利活用検討委員会の設置に伴い、これまで中学校の跡地等の利活用を検討するために設置しておりました鞍手町立中学校跡地等利用検討委員会は廃止、また、担任する事務が終了したことにより鞍手町個性ある地域づくり推進計画策定委員会及びくらて病院整備基本構想検討委員会を廃止することに伴い、条例の一部について所要の改正を行うものです。

次に、日程第8 議案第13号は、鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令等が公布され、令和5年4月1日から出産育児一時金の額が引き上げられることに伴い、鞍手町国民健康保険条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第9 議案第14号は、鞍手町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例であります。

本議案は、子育て支援の一環として、子育て世帯における医療費の負担軽減の拡大を図るため、本年10月から本町独自の助成対象を18歳到達年度末までとすることに伴い、条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第10 議案第15号は、鞍手町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、福岡県公費医療費支給制度の改正及び医療費の負担軽減の拡大を図ることに伴い、条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第11 議案第16号は、鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例の一部について所要の改正を行

うものであります。

次に、日程第12 議案第17号は、鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第13 議案第18号は、鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例の一部について所要の改正を行うものであります。

以上が、日程第7 議案第4号から日程第13 議案第18号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（星 正彦 君）

本案に対する質疑は、後日行います。

次に、日程第14 議案第5号から日程第23 議案第20号までの10件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

日程第14 議案第5号から日程第23 議案第20号までの10件を一括して提案説明を申し上げます。

日程第14 議案第5号は、鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

日程第15 議案第6号は、鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

日程第16 議案第7号は、鞍手町職員の降給の事由及びその手続効果に関する条例の一部を改正する条例。

議案第17 議案第8号は、鞍手町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例。

日程第18 議案第9号は、鞍手町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。

日程第19 議案第10号は、公益的法人等への鞍手町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例。

日程第20 議案第11号は、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正

する条例。

日程第 2 1 議案第 1 2 号は、鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例。

日程第 2 2 議案第 1 9 号は、鞍手町水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

日程第 2 3 議案第 2 0 号は、鞍手町職員の再任用に関する条例を廃止する条例。

以上 1 0 件の議案であります。

いずれの議案も、地方公務員の定年の基準となる国家公務員の定年が段階的に上げられるに伴い、地方公務員法の一部が改正されたことから、本町も同様の措置を講ずるため、関係条例の一部について所要の改正及び廃止を行うものであります。

以上が日程第 1 4 議案第 5 号から日程第 2 3 議案第 2 0 号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（星 正彦 君）

本案に対する質疑は、後日行います。

次に、日程第 2 4 議案第 2 1 号から日程第 2 6 議案第 2 3 号までの 3 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

日程第 2 4 議案第 2 1 号から日程第 2 6 議案第 2 3 号までの 3 件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 2 4 議案第 2 1 号は、令和 4 年度鞍手町一般会計補正予算第 8 号であります。

本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では 2 款 総務費において、本年度末に依頼退職の申出があったことから 2 名分の退職手当を追加しております。

同じく、総務費のコミュニティーバス及び民間路線バスの運行において、人件費や燃料費等の高騰により、補助金等の追加を行い、また、基幹システム構築に係る業務委託料で、事業費が確定したことにより、8 1 0 万 9 千円減額しております。

次に、3 款 民生費では、国民健康保険基盤安定繰出金において、所要の補正を行うほか、後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金において、繰出金の額が確定したことにより、3 3 5 万 2 千円減額しております。

また、介護保険広域連合負担金において、負担金の額が確定したことにより、4, 2 3 5 万 7 千円減額しております。

同じく民生費の私立保育費及び認定こども園費、広域保育所費においては、児童数が見込

みを下回ったことにより、委託料等の減額をしております。

また、子供医療対策費、独り親家庭等医療対策費においては、医療給付費の額が確定したことにより、それぞれ医療費の減額をしております。

次に、4款 衛生費では、子宮頸がんワクチン及び新型コロナウイルスワクチン接種において、接種率が見込みを下回ったことにより、それぞれ委託料を減額しております。

次に、6款 農林水産業費では、活力ある高収益型園芸産地育成事業において、補助申請が不採択となったことから、1,790万9千円減額しております。

また、農地集積協力事業費においては、町内2地区の農地集積が認められたことにより、機構集積協力金として263万2千円を追加しております。

次に、8款 土木費では、西原橋補修工事JR委託業務の事業費確定による継続費の令和4年度の年割額変更に伴い、継続費に係る委託料で3,050万円減額しております。

次に、10款 教育費では、幼稚園及び認定こども園において、児童数が見込みを下回ったことにより、補助金を減額しております。

また、公民館大規模改修事業における設計測量委託料については、庁舎等建設工事の遅延によるスケジュールの見直しにより、649万円減額しております。

一方、歳入では11款 地方交付税において、令和4年度国の補正予算第2号により、令和3年度国税決算及び令和4年度国税収入の補正に伴い、増額された地方交付税法定率分について、令和4年度の普通交付税の再算定が行われたことなどにより、5,522万円を追加しております。

そのほかには、歳出予算の補正に関連して、15款 国庫支出金や、16款 県支出金の所要の補正を行うほか19款 繰入金で、本年度末に依頼退職者の退職手当の財源として、職員退職手当基金からの繰入金を追加しております。

そしてこれらの要因により、財源に余剰が生じたので、歳入側で財政調整基金繰入金を減額するとともに歳出側で財政調整基金積立金を追加し、歳入歳出予算を調製しております。

その結果、歳入歳出それぞれ6,845万2千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ91億9,813万5千円としております。

次に、日程第25 議案第22号は、令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号であります。

本補正予算は、歳出では保健事業費の減額、歳入では県特別交付金保険者保険者努力支援金分の減額など、補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ8万2千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ19億1,383万8千円としております。

次に、日程第26 議案第23号は、令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号であります。

本補正予算は、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の減額、歳入では後期高齢者医療保険料及び保険基盤安定繰入金の減額などの補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ258

万1千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億9,302万7千円としております。

以上が日程第24 議案第21号から日程第26 議案第23号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（星 正彦 君）

本案に対する質疑は、後日行います。

次に、日程第27 議案第24号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

日程第27 議案第24号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第27 議案第24号は、令和5年度鞍手町一般会計予算であります。

初めに、予算編成に係る背景に触れながら、平和5年度鞍手町一般会計予算の提案説明を申し上げます。

令和5年度は、新型コロナウイルスの感染拡大から3年が経過し、徐々にではありますが規制が緩和され、社会経済活動が正常化に向けて動き出しています。

一方でロシアによるウクライナ侵攻から1年が経過し、世界的な規模でエネルギーの供給不足や原材料の高騰による物価の上昇が起っています。

また、地球温暖化による気候変動により、世界各地で大規模災害が発生するなど、先の見通せない不透明な時代の中で、日本においても同様に国民生活や社会経済活動に少なからず影響を受けています。

こうした中、国の予算編成における基本方針として、まずは感染症法上、2類から5類へ引き下げる方針が決定された新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、足元の物価高騰の克服に万全を期すとともに直面する重要課題に対して道筋をつけ、未来を切り開くためエネルギー・環境対策やデジタル社会の実現、子供政策などに重点を置いた予算編成となっております。

これらの方針により編成された国の一般会計予算総額は1兆3,812億円、前年度に比べ6兆7,848億円、率にして6.3%増で今国会に提案されております。

また、令和5年度の地方財政計画では、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方が地域社会のデジタル化や脱炭素化の推進、防災・減災・国土強靱化を初めとする安全安心な暮らしの実現や人への投資など持続可能な地域社会の実現等に必要となる一般財源総額について前年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされています。

また、地方交付税の総額は1兆3,611億円で、前年度と比較して3,073億円、

率にして1.7%増となっております。

一方で赤字地方債である臨時財政対策債は、地方税収入の増加が見込まれることから、大幅に抑制され、9,946億円で前年度と比較して7,859億円、率にして44.1%の減となっております。

このような状況を踏まえ、本町におきましては、依然として厳しい財政状況ではありますが、行政サービスが安定的に提供できるよう必要性、妥当性、優先度、費用対効果などを多角的に検証するとともに、新たな視点や柔軟な発想により、各世代にわたり社会保障の充実を図るなど選択と集中を行いながら流れをとめることなく社会情勢の変化に順応し、活力に満ちた明るい未来に続く持続可能なまちづくりを目指した予算編成を行ったところです。

それでは、鞍手町の一般会計予算の概要についてご説明いたします。

まず、令和5年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ106億1,630万9千円であります。

前年度と比較して、14億9,720万3千円、率にして16.4%の増額となっております。

それでは、歳出から款ごとに主な予算を中心に御説明いたします。

1款 議会費です。

議会費全体では、前年度と比較して155万3千円増額となる9,315万9千円を計上しております。

次に、2款 総務費です。

総務費全体では、前年度と比較して13億218万5千円増額の35億8,555万8千円を計上しております。

主なものは、ふるさと納税推進費で令和3年度から大幅に伸びた、ふるさと納税を推進するため歳入側のふるさと応援寄附金では、前年度と同額の7億円を見込み、それに対応する返礼品やふるさと応援基金への積立金など関連予算として7億5,872万1千円を計上しております。

次に、基幹システム管理費では、電算システムの使用料や地方公共団体のシステム標準化に向けた準備等に係る経費として1億6,050万9千円を計上しております。

次に、庁舎等建設費では、役場庁舎等の建設に伴う、関連予算として18億3,898万8千円を計上しております。

次に、新規事業として都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し地域ブランドや地場産品の開発、情報発信等の地域おこし支援や、地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図るための地域おこし協力隊の関連予算として383万5千円を計上しております。

次に、3款 民生費です。

民生費全体では、前年度と比較して7,883万8千円増額となる28億6,822万5千円を計上しております。

主なものは、障害福祉サービス費で5億6,721万3千円を後期高齢者医療事業費で3億6,874万9千円を介護保険事業費で3億2,192万1千円を計上しております。

次に、新規事業として築50年近くが経過し、老朽化が進んだ隣保館の建て替えを進めるため、設計業務に係る継続費として総額2,684万円の予算措置を講じるとともに、そのうち令和5年度分として基本設計等に係る事業費として歳出予算に979万円を計上しております。

次に、4款 衛生費です。

衛生費全体では、前年度と比較して3,889万5千円減額となる9億4,522万2千円を計上しております。

主なものは、乳幼児や高齢者を初めとして住民の健康を感染症から守ることを目的とした法定予防接種費で3,996万円を計上しております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業費では、令和5年度も引き続き国費で賄われることとされておりますが現時点では詳細が示されておられませんので詳細が分かり次第、計上させていただきたいと考えております。

次に、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産子育てができるよう、令和4年度から取り組んでおります出産・子育て応援給付金給付事業費で823万1千円を計上しております。

次に、新規事業として、がん患者やがん経験者のがん治療に伴う、心理的負担の軽減を図るため医療用ウィッグや補整具等の購入費に対する補助を目的としたアピアランスケア推進事業費で30万円を計上しております。

次に、6款 農林水産業費です。

農林水産業費全体では、前年度と比較して205万4千円増額となる1億9,695万3千円を計上しております。

主なものは、多面的機能支払い事業費で3,621万円を用排水路維持補修費で1,380万円を防災重点農業用ため池緊急整備事業費では、集中豪雨や地震等によるため池災害に備え想定される浸水の深さや範囲を示す、ため池ハザードマップ作成業務に係る関連予算として4,250万円を計上しております。

次に、7款 商工費です。

商工費全体では、前年度と比較して2,001万2千円減額となる4,955万2千円を計上しております。

主なものは、鞍手町商工会が実施するプレミアム付地域振興券の発行に要する関連予算として地域振興券発行支援事業費で1,101万8千円を計上しております。

令和5年度のプレミアム付地域振興券の発行総額は1億円をプレミアム率は20%を予定しております。

なお、県の補助要件に則り発行総額の20%、2千万円分をキャッシュレス商品券にすることとしております。

次に、福岡県及び直方市と共同で、デジタル社会の基盤となるデータセンター等の受皿と

なる工業用地を整備するため直方鞍手工業用地造成事業負担金として673万6千円を計上しております。

次に、8款 土木費です。

土木費全体では、前年度と比較して3,328万1千円増額となる8億464万3千円を計上しております。

主なものは、3ヶ年の継続費として実施している西原橋補修工事、JR委託業務の3年目となる橋梁維持管理事業費で1億9,655万円を計上しております。

次に、下水道事業費で一般会計から下水道事業会計に対する補助金や出資金等として、2億6,383万7千円を計上しております。

次に、新規事業として九州自動車道と交差する高速道路跨道3橋の老朽化に伴う、撤去工事において工事を実施する西日本高速道路株式会社に対する高速道路跨道橋撤去委託料として2,200万円を計上しております。

次に、9款 消防費です。

消防費全体では、前年度と比較して3,547万2千円増額となる3億2,265万円を計上しております。

主なものは、常備消防に係る負担金として直鞍広域消防事務組合負担金で2億5,284万円を計上しております。

次に、消防施設管理事業費で防火水槽の新設工事及び消防ポンプ自動車1台分の更新経費を含む関連予算として3,772万9千円を計上しております。

次に、10款 教育費です。

教育費全体では、前年度と比較して9,224万5千円増額となる7億7,458万6千円を計上しております。

主なものは、庁舎等建設事業の関連事業として公民館大規模改修事業費で4,247万2千円を計上するとともに内部改修工事に係る新たな継続費として総額6,752万8千円の予算措置も講じております。

次に、新規事業として、体育総合施設整備事業費で緊急時の避難場所となる町立体育館及び武道館のトイレ改修工事に係る設計測量委託料を含む453万1千円を計上するとともに同施設のアスベスト調査に係る調査業務委託料として108万9千円を計上しております。

次に、12款 公債費においては、前年度と比較して1,048万2千円増額となる9億6,314万9千円を計上しております。

以上が歳出予算の概要であります。

一方、歳入につきましては、令和5年度においても依然として厳しい状況にあり地方交付税をはじめ、国県支出金や町債などの依存財源に頼らなければならない財源構成となっております。

初めに、1款 町税においては、前年度と比較して4,452万円増額となる18億5,

199万4千円を計上しております。

主なものとして法人税の現年課税分975万4千円増額を固定資産税の現年課税分で2,322万4千円増額を町たばこ税の現年課税分で1千万円増額を見込んでおります。

次に、4款 配当割交付金においては、前年度と比較して400万円増額となる9,400万円を計上しております。

次に、7款 地方消費税交付金においては、前年度と比較して3,800万円増額の3億8,000万円を計上しております。

次に、11款 地方交付税につきましては、国が示す地方財政計画に基づき見込んだ結果、前年度と比較して2億1千万円増額となる28億5千万円を計上しております。

次に、15款 国庫支出金では、前年度と比較して3億2,302万1千円増額となる14億6,158万円を計上しております。

次に、16款 県支出金では、前年度と比較して4,681万1千円増額となる6億6,478万4千円を計上しております。

次に、18款 寄附金においては、前年度と同額の7億2千円を計上しております。

次に、22款 町債においては、前年度と比較して6億8,080万増額となる14億6,620万円を計上しております。

このうち臨時財政対策債は、地方財政計画で示された減少率を参考に見込んだ結果、前年度と比較して5,600万円減額となる4,400万円を計上しております。

そしてこれらの歳入を充てても、なお不足する財源4億2,125万6千円を19款 繰入金の財政調整基金繰入金に計上し歳入歳出予算を調製しております。

以上が日程第27 議案第24号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いたします。

○議長（星 正彦 君）

本案に対する質疑は、後日行います。

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（星 正彦 君）

会議を再開します。

次に、日程第28 議案第25号から日程第35 議案第32号までの8件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

日程第 2 8 議案第 2 5 号から日程第 3 5 議案第 3 2 号までの 8 件につきまして一括して提案説明を申し上げます。

日程第 2 8 議案第 2 5 号は、令和 5 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算であります。

本予算は、歳出では、一般被保険者に係る保険給付費、歳入では、県支出金を主なものとして予算総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7, 2 7 8 万 1 千円としております。

次に、日程第 2 9 議案第 2 6 号は、令和 5 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本予算は、歳出では後期高齢者医療広域連合給付金、歳入では後期高齢者医療保険料を主なものとして予算総額を歳入歳出それぞれ 3 億 1, 2 5 8 万 5 千円としております。

次に、日程第 3 0 議案第 2 7 号は、令和 5 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算であります。

本予算は、住宅新築資金等の貸付金回収金を一般会計へ繰り出すものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ 5 万 6 千円としております。

次に、日程第 3 1 議案第 2 8 号は、令和 5 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、町内 1 1 ヶ所のかんがい用排水機場の年間必要維持管理経費を主なものとして予算総額を歳入歳出それぞれ 5, 1 8 5 万 1 千円としております。

次に、日程第 3 2 議案第 2 9 号は、令和 5 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、谷山池斜樋操作場・谷山池パイプラインの施設について年間必要維持管理経費を主なものとして予算総額を歳入歳出それぞれ 7 0 8 万 9 千円としております。

次に、日程第 3 3 議案第 3 0 号は、令和 5 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算であります。

本予算は、病院事業債の貸付けや、過疎対策事業債の負担金及び貸付金の償還金などを主なものとして予算総額を歳入歳出それぞれ 3 億 5, 8 4 0 万 3 千円としております。

次に、日程第 3 4 議案第 3 1 号は、令和 5 年度鞍手町水道事業会計予算であります。

本予算は、安全で安定した水道水の供給に係る事業費を主なものとして予算第 3 条 収益的収入及び支出では、水道事業収益 3 億 4, 7 8 1 万円に対し、水道事業費用 3 億 7, 1 7 5 万 7 千円で差引き 2, 3 9 4 万 7 千円の赤字予算を計上しております。

予算第 4 条 収益的収入及び支出では、資本金収入 1, 6 2 6 万 7 千円に対し、資本金支出 1 億 2, 1 3 5 万 7 千円で差引き 1 億 5 0 9 万円の不足となりますが不足額につきましては当年度までの損益勘定留保資金から補填することとしております。

次に、日程第 3 5 議案第 3 2 号は、令和 5 年度鞍手町下水道事業会計予算であります。

本予算は、生活環境の向上及び公共用水の公共用水域の改善に係る事業費を主なものと

して予算第3条 収益的収入及び支出では下水道事業収益4億3,120万8千円に対し、下水道事業費用4億3,256万4千円で差引き135万6千円の赤字予算を計上しております。

予算第4条 資本的収入及び支出では資本的収入5億232万9千円に対し、資本的支出6億7,375万5千円で差引き1億7,142万6千円の不足となりますが不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,891万8千円、過年度分損益勘定留保資金3,601万6千円、当年度分損益勘定留保資金1億1,649万2千円から補填することとしております。

以上が日程第28 議案第25号から日程第35 議案第32号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いたします。

○議長（星 正彦 君）

本案に対する質疑は、後日行います。

次に、日程第36 議案第33号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

日程第36 議案第33号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第36 議案第33号は、民事調停の申立てであります。

本議案は、長期にわたり町営住宅の家賃を滞納している者に対し、家賃の請求について、民事調停を申し立てるにあたり、議会の議決を求めるものであります。

以上が日程第36 議案第33号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いたします。

○議長（星 正彦 君）

本案に対する質疑は、後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日、2日から5日までの4日間を休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、明日2日から5日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会します

散会 午後 2時17分

令和5年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第2号）						
令和5年3月6日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	令和5年3月6日 午後1時00分					星 正 彦
	閉 会 開 議					議 長
令和5年3月6日 午後3時17分						
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	出席 13人	5	新 谷 留 晴	出 欠		
	欠席 0人	6	篠 原 哲 哉	出 欠		
	欠員 0人	7	星 正 彦	出 欠		
		8	有 働 徳 仁	出 欠		
		9	栗 田 美 和	出 欠		
	1 0	許 斐 英 幸	出 欠			
会 議 録 署 名 員	3	田 中 二 三 輝		4	宇 田 川 亮	

職 務 出 席	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	広 瀬 真 一	出 欠
	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	田 中 靖 治	出 欠
	総務課長	高 橋 奈 美 江	出 欠	建設課長	西 生 卓 矢	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	柴 田 隆 臣	出 欠
	税務住民 課 長	石 田 克	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局 長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	神 谷 徹	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	森 永 健 一	出 欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和5年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月6日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

令和5年第2回定例会

No. 1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁 指定者
3番 田中 二三輝	1. 小学校の統合について (1) 小学校統合の必要性は。 (2) 「小学校の統合に向けたあり方検討委員会(以下、検討委員会という)」の役割と教育委員会との関係は。 (3) 検討委員会は、統合小学校(仮称)の候補地を3ヶ所とし、その評価結果は広報に添付されていたが、教育委員会の対応は。 (4) 教育委員会の職務権限は。 (5) 統合小学校開校の時期は。	教育長
9番 栗田 美和	1. 小学校の統合について (1) 教育環境の現状は。 (2) それに対する町長の認識は。 (3) 小学校の統合に向けたあり方検討委員会の今後の方向性は。	教育長 町 長 教育長
11番 西藤 典子	1. 第3次鞍手町男女共同参画基本計画について (1) この計画の実施期間は。 (2) この計画の基本理念は。 (3) この計画の達成状況と今後の見通しは 2. トイレの生理用品の配置について (1) 学校や公共施設トイレへの生理用品の配置の進捗状況は。 3. 六田川改修計画について (1) その後の進展状況は。 (2) 鞍手開発の工事変更許可は下りたか。	町 長 教育長 町 長
4番 宇田川 亮	1. 小学校の統廃合について (1) 町内小学校の現状と今後の推計は。 (2) 現状の設備等(トイレ・給食センター他)の問題や改善は。 (3) 「小学校の統合に向けたあり方検討委員会」における統合の議論と経過は。 (4) 第3次提言が教育委員会へ提出されたが、候補地決定への議論と結論は。 (5) 予算確保と今後のスケジュールについて町長の考えは。 (6) 統合後、最適な教育環境を図るため小人数学級にする考えは。	教育長 町 長

令和5年3月6日（第2日）

開会 午後 1時00分

○議長（星 正彦 君）

これから、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程は、お手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

質問は、通告一覧表の順序により行います。

最初に3番議員 田中 二三輝 議員の質問を許可します。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

今回は、鞍手町の未来を担う、子どもたちに最適な教育環境の整備充実を図り、子どもたちが楽しく学べる小学校の建設に向けた、小学校の統合について一般質問を行います。

それでは、通告書に従って行います。

まず、鞍手町における小学校の統合の必要性に関し、改めて教育長に確認をいたします。

教育者として長年の経験と実績を積まれた中で、現在の鞍手町の小学校が抱えている、問題点はどのようなことなのか。

小学校あり方検討委員会からの1小学校に統合との提言を受け、教育委員会としても、1校への統合との方針を定めたというふうに記憶をしておりますが、小学校が抱えている問題点を1小学校に統合することで解消できるのか、まずこの点についてお答えをいただきたいと思えます。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

ただ今の少子化の影響で今後の児童数は減少することが見込まれており、令和4年5月時点で703名いる小学校児童が現時点で住民基本台帳に登録されている児童に転入・転出等がないと仮定した場合、令和11年で32.4%減の475名になり、複式学級を編成せざるをえない学校も4校に増えるとともに、ハード面に目を向けても、現時点でさえ校舎はかなり老朽化しているのが実情です。

令和5年4月の学級編成においては、1人の先生が2学年教える複式学級が室木

小学校は全学年、西川小学校においても2・3年生が複式となります。

また、室木小学校の新1年生入学予定者数は、1人です。

古月小学校においては、あと1人児童が減れば複式になる状態です。

このような状況では、学力保障が十分できるとは、言いがたい状況です。

また、1年生から6年生までクラス替えができないことは、人間関係が固定化され、これから到来するAI等が高度に発達した超スマート社会に必要なコミュニケーション能力等が十分育ちません。

さらに、少人数のため切磋琢磨することが少なく、これからの生きる力をつける上でも統合は必要だと考えています。

1小学校に統合することで、一長一短はありますが、問題点のかんりの部分が解消できると思います。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

一概には言えないと思いますが統合することによって、いじめ等というのが非常にちょっと気になるんですけど、その辺はどのようにお考えですか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

いじめ等の問題につきましては、現在もそうですけども、いじめはいつでも、どの学校でも起こりうるというふうに考えております。

今後も人権学習などを進めていきながら、いじめは決して許されないものであると、いうことを職員や児童生徒に徹底させて、なるべく多くの目で見えていくと、いうふうなことをして、早期発見、早期解決に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

今いじめ等の関係もお答えいただきましたけども、そういうことも含めて、それでも1小

学校に統合したほうが良いというふうにお考えですか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

現状から、これから先のことを考えていきますと鞍手町においては、1小学校に統合したほうが良いというふうを考えております。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

1小学校に向けた教育長の思いというものが理解出来ました。

次にちょっと基本的なことをお尋ねいたしますが、小学校あり方検討委員会というのがあると思いますけども、これと教育委員会の関係をちょっと教えていただきたいと思えます。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会は、教育委員会に設置された小学校の存続、統合、及び廃校についての調査研究及び検討を行う附属機関です。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

小学校あり方検討委員会が教育委員会の附属機関ということが確認出来たんですけども、過去議会においてですね、議会に対して行政報告が一度あったと思えます。

小学校は、1校に統合するというふうな内容の報告があったと記憶しておりますが、まずこの理解でよろしいですか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

検討委員会から1校という報告を受け、教育委員会においても、十分検討した結果、1校に統合というふうに決定いたしました。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

関係性から言えば小学校あり方検討委員会は、まず教育委員会に対して報告する。

そして教育委員会の責任のもと、教育委員会が決定すると。そういった理解でよろしいですか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

検討委員会は、教育委員会の附属機関でございます。附属機関とは、担当する事務について必要な審議や調査を行う機関で執行機関とは異なり、自らが最終的な意思を決定するまでの権限はございません。執行機関であります教育委員会が責任を持って最終的な意思決定を行うようにしております。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

小学校あり方検討委員会と教育委員会の関係もここではっきりとさせたわけですが、次に、基本的なことをお伺いいたしますが小学校あり方検討委員会と、おっと失礼、同じところ言っていましたね。失礼しました。

次に通告書の（3）番についてなんですけども、ちょっと質問に入る前に私のこの質問時間内に限り便宜上、1小学校に統合する小学校のことを仮称ですけども統合小学校というふうに発言したいと思いますよろしいでしょうか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

よろしいです。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

ありがとうございます。検討委員会が報告した内容は先日、広報等に添付されていましたが、この候補地3ヶ所の評価結果の報告を受け教育委員会は、先ほどの説明ではその責任のもと、どのように対応されたのか。

また現在、教育委員会としての結果が出ているのであれば、教えていただきたいと思いますがいかがですか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

今まで教育委員会では毎回、検討委員会で使用した資料と協議概要の報告を受けていました。

令和4年12月16日に検討委員会から第3次提言書を受け取り、その後に総合教育会議を3回、それを受けての教育委員会を3回行いました。

最終的に、建設候補地を旧鞍手北中学校敷地と剣南小学校敷地に絞り込んで検討した結果、教育委員の全員一致で剣南小学校敷地を建設地に決定しました。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

教育委員会は、検討委員会の報告を受けて全員一致で統合小学校は剣南小学校と、いう結論に至ったということですが、統合小学校は既存の校舎を利用するんですかそれとも、新設するという、ことでしょうか。この辺はどのようにお考えですか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

新設の予定です。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

新設の予定というということですが、教育委員会が新設というふうに判断したのか、それとも従前当初から、町執行部も統合小学校は新設等の共通の認識を持っていたのか、その辺はいかがですか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

検討委員会からの第2次提言に於いても、統合の小学校は新設にすべきであると、いうふうな提言を受けております。

また、町執行部、教育委員会とも、新設の認識で進んでまいりました。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

統合小学校に関しては、候補地3ヶ所のいずれかに統合小学校を建設する。このことを踏まえて、教育委員会の責任のもと、剣南小学校に統合すると、統合小学校を新設するとの結論に至ったこのような理解でよろしいんですか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

はい。その通りです。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

次に、教育委員会のこの職務権限についてちょっと教えていただきたいんですが、教育委員会は学校機関を管理し、教育に係る事務を行うための組織であり、法律によって各都道府県と市町村に設置することが定められている。

教育委員会は、自治体における教育に係る事務に広く携わっており、その職務権限は大きく二つに分かれているというふうに考えておりますが、一つが、学校教育に関わる職務権限、もう一つがその他の教育に関わる職務権限があるというふうに理解しておりますけども、今回の統合小学校に係る教育委員会の職務権限、これをどのようにお考えですか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

教育委員会の職務権限につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条に規定されています。

ご質問の内容である小学校の統合に関しましては、法第21条第1号に、教育委員会の所管に属する学校、その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関する事。とうたわれております。

統合小学校として新設する学校については、教育委員会の所管に属する学校の設置に統合により廃校となる学校については、教育委員会の所管に属する学校の廃止に該当するものと考えております。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

今お答えいただきましたけども、学校教育基本法38条には、まず小学校の設置に関する条文があります。これは市町村が学齢児童を就学させるために、小学校を設置しなければな

らない。これは設置義務だというふうに解するべきだと思いますが、市町村の職務権限には当たらないというふうに考えていいのかなというふうに理解をしております。

確かに教育委員会及び地方自治体の長の職務権限に関する法的根拠と言ったものに関しては先ほど教育長がお答えいただきました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の21条に教育委員会の職務権限、22条に地方公共団体の長の職務権限が示されております。

この法の条文というのは非常に簡略的に表現されているために、解釈に非常に苦慮しましたが、最高裁の判例の中に法21条並びに22条の解釈について裁判官が述べているのでそれを抜粋してまずご紹介をしたいと思います。

この法律は第1条に、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱い、その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めというふうにまず第1条にうたわれております。

そこで教育委員会の職務権限は、同法21条、教育委員会が学校、その他の教育機関の設置、管理及び廃止、教育財産の管理、教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免、その他の人事などを含む地方公共団体が処理する教育に関する事務の主要なものを管理執行する広範な権限を有すると定めている。

もともと同法は、地方公共団体が処理する教育に関する事務の全てを教育委員会の権限事項とはせず同法22条において、地方公共団体の長の職務権限に属する事務をも定めているが、その内容を大学及び私立学校に関する事務を除いては、これ3号4号5号にそれぞれ条文が分かれておりますけれども、いずれも財務会計上の事務のみにとどめている。

すなわち同法は、教育行政については、教育委員会の固有の権限とすることにより、教育の政治的中立と教育行政の安定の確保を図るとともに教育行政の財政的基盤の確立を期することをしたものと解される。

これが最高裁の判例から抜粋した内容です。このことから先ほど教育長のご答弁にありました法的根拠と言ったものが、先ほど教育長がお答えになった内容というのは、法的根拠がある答弁でありというふうに判断できるのではないかと考えます。

それでは次に、統合小学校の開校時期、これはいつ頃の目途なのか。その辺をちょっと教えていただけますか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

小学校の統合につきましては、検討委員会の委員を初めとする保護者の方はもちろん現在勤務されている先生方からも可能な限り早急にとの意見をいただいているところです。

今年度は、いつまでに、どこにどんな小学校を整備するのかを定める鞍手町立小学校統合

基本計画の策定を進めています。

その策定過程の中では設計、造成、建築工事の期間を踏まえると最速で令和9年と考えていました。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

考えていました。なぜ過去形なんですか。なぜ過去形なのかちょっとよくわかんないんですけど、この一般質問における教育長の答弁を伺っていますと統合小学校に関し、法的根拠にのっとり、教育委員会が決定したことに関してです。

もう既に、剣南小学校に建てる、いろんなことが教育委員会の責任のもと、決まっているにもかかわらず、なぜ過去形なのでしょう。その辺がちょっと理解出来ないんですけど。

さらに言えば、それだけ決定しているのであれば、従前のように議会に対して何らかの報告があってもいいのではないかなと。いうふうに考えますけども、この点が甚だ疑問に感じますが、どのような問題点が今あるのでしょうか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

検討委員会で、2年近く検討してまいりました。そして第3次提言書を受けて総合教育会議や教育委員会で協議をして教育委員会で決定したですね、報告書を町長が受け取らなかったことで統合に向けての話合いが進まなくなったことです。

統合に向けて早く取り組まないと先ほど述べましたように児童の学力保障や学校生活などが犠牲になることとなります。

また、老朽化した校舎設備等も心配になることです。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

なぜ町長は、教育委員会の報告書を受け取らなかったんですか。議長すいません。答弁者指定を町長入れていませんでしたので答弁を求めるわけにもいきませんので、どうしよう

議長ちょっとお時間いただいてよろしいでしょうか。質問時間のカウントダウンは止めなくて結構ですので、ちょっと一旦座って質問をまとめたいと思います。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

すいませんちょっとお時間をいただきました。

教育長にお尋ねしますが、町長が受け取らない理由といったものはどういう内容だったかっていうのは答えられますか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

総合教育会議の中でも、話し合いをいたしましたけども建設地は、旧鞍手北中学校がふさわしいというふうに町長は考えられておりました。そして総合教育会議の中でも繰り返し強く主張されておりました。

しかしながら、先ほど述べましたように地教行法の21号の第1号の規定に基づき教育委員会といたしましては、全会一致で剣南小学校敷地を建設地として決定しております。

法の規定による教育委員会の職務権限につき、基づく決定文書であるから報告書を受け取るよう再三、教育課長と一緒にお願いいたしましたけど町長は受け取りを拒否されて、これは教育委員会が勝手に決めたことだから、受け取らないというふうに言われました。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

教育委員会が勝手に決めたって、教育委員会は法の権限にのっとって決めたことなんでしょ。ただ単に教育長が個人的に決めたのでもなく教育委員会が法の権限にのっとって、職務権限にのっとって、それを決定した。それを勝手に決めたというのはちょっと理解出来ないんですけども。

本当は、答弁者に指定していないので町長のお答えをいただくわけにはいきませんが、教育長が今おっしゃったことというのは、これは教育長がまず、個人的にそういうふうに感じて受け取ったものなのか、それとも何人かの同席者等がいて、その方も同じように受け

止めていらっしゃるのか。そこはちょっとどういうふうな受け止めなんですか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

報告書を持って行ったときは、教育課長と一緒に2人で持ってまいりまして、教育課長も同じように感じております。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

そうなるとですね、町長の個人的な理由で、どこかに建てたいという町長の思いがあって、それとは違うものを示されたから勝手に決めたことと言っているというふうには判断出来ないんですけど。

それは先ほど最高裁の裁判官が解説した内容からすると著しく職務権限を逸脱した、ただ単なる暴走としか言えないというふうに私は考えますし、ここではっきりとそのことは明言しておきたいと思います。

町長の教育委員会に対する越権行為によって開校の目途が立たず、小学校の児童が被害をこうむったと。いうふうに受け止めるべきじゃないかなというふうに強い憤りを感じておりますが、それとこれは、議案質疑に関連するかもしれませんが一般質問でちょっとお尋ねするのはどうかと思いますけども、そのことで今教育長がおっしゃった内容と、令和5年度の当初予算に小学校統合に関する予算計上がされていない。

私が見落としているのかもしれませんが、よくよく予算書を見る限り、この項目が見当たらないんですけども、これは予算要求等は、しなかったんですか。

単純になぜ計上されていないんでしょうか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

この件につきましては、教育課長が答弁いたします。

○教育課長（森永 健一 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育課長。

○教育課長（森永 健一 君）

お答えいたします。担当係である、教育環境整備係の令和5年度の予算については、基本設計、実施設計の委託料、プロポーザルによる業者選定を考えていたことから、設計候補者選考のための委員会の委員報酬等、予算要求しておりましたが、町長査定において私の権限により全て落としますと言われ要求した予算は、全て落とされております。

令和4年度中に建設地の決定の後に開催する予定であった2回分のあり方検討委員会の委員報酬等、令和4年度から繰越しされた基本計画の業務委託料のみを計上することとなりました。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

教育委員会が、まず勝手に決めたものでもないし、法的根拠にのっとって、その職務権限に従って決定したものであって、町長の意見や考えは教育委員会の決定にまで影響を及ばないということはこれ明白なことであるというふうに私は考えますけども、根拠としては先ほど紹介いたしました最高裁の判例の中に裁判官はさらに、教育委員会と地方公共団体の長との権限の配分関係に鑑みると教育委員会が下した決定については、地方公共団体の長は、著しく合理性に欠きそのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、その決定を尊重し、その内容に応じた財務会計上の処理をとるべき義務があり、これを拒むことは許されないと解するのが相当である。というふうに解説をしております。

さらに、地方公共団体の長は、関係規定に基づき、予算執行の適正を確保すべき責任を地方公共団体に対して負担するものであるが反面、同法に基づく独立した機関としての教育委員会の有する固有の権限内容にまで介入し得るものではなく、このことから地方公共団体の長の有する予算執行機関としての職務権限にはおのずから制約が存するものと言うべきである。

これが、この裁判官の解釈から教育長の答弁にあったとおり教育委員会も、町執行部もともにまず、統合小学校は新設だと。いう共通の認識があったことから予算執行に関し看過出来ないほどの瑕疵があるとは到底言えない。というふうに判断を出来るじゃないかなと私自身は思います。

今定例会の初日に述べられましたとおり、所信表明を自ら保護しないための町長は即座に越権行為をやめ法を遵守し法の定める権限内において小学校統合に向け早急に先ほど課

長が述べた補正予算を組み当初の目的を果たすよう最大限の努力をすることをはっきりとここで、言い渡して私の一般質問を終わります。

○議長（星 正彦 君）

以上で、田中 二三輝 議員の質問を終了します。

次に、9番議員 栗田 美和 議員の質問を許可します。

○議員（9番 栗田 美和 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

栗田議員。

○議員（9番 栗田 美和 君）

1番最初に、申し上げておきますけども田中議員が事細かに法的根拠からずっと述べられましたのでもう何も言わなくてもいいんじゃないかなとは思っておりますけども、通告しておりますので、簡単に質問に入ります。

まず町長は、小学校の統合については、2ヶ所ということでの理解というか話で私たちも聞いておりました。

ところがこの2年間の検討委員会の中で、これが1ヶ所になったというのは、検討委員会の、まとめを尊重された結果だというふうに考えるところでございます。

それで町長あたりも既に常識、ここにおられる議員の方も多分これも頭の中に全部入っていると思いますけども町長が所信の中で言われましたようにこれ以上の人口減少とか、そういう形にならないように少しでも増やすようにするためには、我々も含めてですけども、やっぱりこれ授業料とか給食費が無料だという経済的な問題もありますけどもそれ以上に、これは教育の質を上げる子どもたちをどういう教育環境に置くのかというのが大きな問題だというふうに考えているところでございます。

よそのことを言うのは、本位ではありませんけども宮若市あたりもトヨタの工場が出来ましたけどもそこの職員というか社員は、皆さん家を建てるのは若宮市ではなくて宗像市に全部家を建てているというような状況を聞いております。

個人的には早期に、この統合問題を決着して前に進めなきゃいけないんじゃないか。というふうに考えております。

では、質問に入ります。まず1点目は、この町内の小学校統合について、これについては先ほど教育長に改めて聞こうと思っておりますけども、田中議員の話の中で教育長もこと細かに述べられました。これに関する町長のご理解、認識はどういうものかお伺いします。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

今、教育長が指摘されました内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行による影響以外の状況については、小学校の耐震化をする以前の私が議員をしていた15年以上前から予測をしておりましたし、室木小学校は直ぐにでも、複式学級になるというふうに思っています。

室木小学校以外にも児童数の減少傾向から、早晚複式学級になるだろうというふうな認識を持っておりました。

私自身は議員としては、平成20年の9月議会や平成23年の12月議会で小中学校の統合に関する一般質問を行っておりますし、4期目を目指した平成23年の町会議員選挙の際には、公約として小中学校の規模適正化をいの一番に掲げて取り組んでまいりました。

私は、小中学校の規模適正化により、教育環境を整えることが鞍手町の発展には欠かせないと強く思っていましたので歴代教育長とも何度も話し合いをしてきました。

結果的には、平成23年6月に小中学校統合整備計画策定委員会が設置されることとなり、中学校の統合は、平成27年の4月開校という形で鞍手中学校が開校されましたが小中学校の統合整備策定委員会という名前にもかかわらず、中学校の統合だけで小学校の統合については結局、話し合うことがなく置き去りにされたまま平成27年度以降、小中学校統合整備計画策定委員会は設置されてはいましたが委員報酬、費用弁償などの予算が措置されず委員会を設置した教育委員会は、小学校の統合について約10年間放置したまま小学校の統合に取り組む姿勢がありませんでした。

むしろ統合については、反対の立場だったように私は感じております。

そこで私が町長にならなければ、小学校の統合は進まないと感じていましたし、当然ながら教育環境も改善される見込みが立たないため鞍手町の発展が遅れ、ますます過疎化が進んで行くとの思いから、5年前に町長選挙に立候補し多くの信任を得て町長になることが出来ました。

昨年の町長選挙におきましても2度目の信任を得て現在、町政全般にわたって責任を持って携わらせてもらっています。

今回の小学校統合については、5年前の町長として初当選直後の総合教育会議の中で私が公約にしていた小学校の規模適正化と教育環境の整備充実について尋ねられましたので、進め方について答弁しましたが、その時の教育委員会の反応は、私たちも必要と思っているので力を合わせて一緒にやりましょうというには程遠く統合が必要だとは全く考えていないようでしたし、小学校の規模適正化が自分たちのこととしてとらえられていないように感じました。

その時から、その印象から小学校の統合は、私がやらないと教育委員会任せには出来ないとの思いで当時、鞍手町のPTA連合会の役員さんたちと何度も話し合いながら役員さんたちが作成した夢のある教育環境を子どもたちというタイトルで町長名で私の町長名で6小学校の保護者全員にアンケートを配布し調査した結果、統合を望む声が多かったことから令和3年度の当初予算にあり方検討委員会に関する予算を計上し初めて統合に向けて動

き出しました。

私が町長になってからでも、あり方検討委員会を設置するまでに丸2年かかっております。私としては小学校の現状について、早くから危機意識を持っていましたし、何とかしなければという思いも強くありました。

しかしながら教育行政について、責任ある教育委員会が長期間にわたって小学校の統合に取り組みず全く消極的だったのが残念でなりません。

本来であれば、役場庁舎の新築に取り組む前に教育委員会が積極的に小学校の規模適正化に取り組むべきではなかったかというふうに思っています。

そして鞍手町の第5次総合計画の後期計画の中では、教育部門において、まちづくりと拠点、そして避難所というキーワードが掲げてあります。

そういったものについて今回の教育委員会が、あり方検討委員会の出された第3次提言に基づいて、出された答えについては、そういった総合計画の後期計画の教育部門についての考え方が非常に私は薄いというふうにも感じていますし、本来教育大綱というのが平成27年の教育行政に関する法律の改正の中で定めることとなっておりますし、その教育大綱に基づいて全ての教育行政は行われると思っておりますが、その中にも第5次総合計画の後期計画の教育部門の中についての文言も入っております。

そういった中において私自身、文言の内容が残念ながら、あまり加味されていないという判断から現状に至っております。

以上です。

○議員（9番 栗田 美和 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

栗田議員。

○議員（9番 栗田 美和 君）

町長の話聞いておりますと確かにもう数年前から町長が言っていることがなかなか教育委員なり教育長に気持ちに通じていないと、この結果として今日まで、なおざりにされてきたというふうなニュアンスを受けておりますけども、田中議員の質問の中にもありましたように教育委員会なり、その権限とか最高裁の考え方も含めた上で話をされましたけどそれとの関連でいくと確かに今でいう教育委員会なり教育長の指名権というのは町長にあるわけであって、それなら早く、もうちょっと厳しく教育委員会なり教育長に対する指導をするべきじゃなかったかなというふうに思っております。

これから、今あえて私も検討委員会のさっき言われました教育長ですか教育委員会の附属機関であるということをおっしゃったんですね。

これについては、教育長のほうに聞くべきだと思います。あえて執行部としての提案権限を持っております町長にお伺いしますが過去2年間で統合の場所も、あり方委員会の検討の中で最終的にはもう統合場所も剣南小学校敷地にしたらどうかっていうような形の

分が決まっているようでございます。

これが5年度も検討委員会の予算化が少しされているようでございますけど、これは想定される統合場所をどうするかの問題だと思いますけども、この点と、それから、まちづくりの関係で町長が言われましたけども、これ非常に難しい問題ではあると思いますけども、この場所を早急に決めて町長、それからあり方検討委員会それから教育委員会と位置について早急に決めて、この話を進めていかないと結局もう先ほど話がありましたように1番迷惑を被るのはこれからの児童なんですよね。

もう我々、ここにおられる方、あと皆さんじゃありませんが、もうそんなに長くはないと思いますけど、今からの児童教育の質、それから、それに携わる先生方の今の苦労というのを少しでも解消していかないといけないだろうというふうに考えているところでありますので町長の見解を再度伺います。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

あり方検討委員会の第3次提言の中には、町当局と協議に基づくまちづくりの方針、鞍手中学校との関係と小学校にまつわる様々な要素を踏まえというようなことで書かれております。

検討委員会としては、建設地の絞り込みは行わず教育行政を担当する教育委員会がその権限と責任において決定するものでありますが、その決定については教育行政に関する予算の編成執行や条例提案など重要な権限を有している町長と先ほども言いました第5次鞍手町総合計画後期計画の教育部門も踏まえ、十分な意思疎通を図ることが必要です。というふうにもあります。

そういったことから現在の教育長は、私が議会に推薦をいたしまして議会の同意を得て、私が任命した教育長でもありますので、私のまだ説明不足の部分があるとは思いますが最終的には私と同じ方向を向いて進んでくれるものと思っております。

○議員（9番 栗田 美和 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

栗田議員。

○議員（9番 栗田 美和 君）

私は町長の考え方が分からないわけではありませんが、この間やっぱりその遅れたってというのはやっぱり、町長がそこまで原因がはっきりしているなら早急にその整理をすべきだったと思います。

先ほども申し上げましたけどもやっぱり結局、一番マイナスになっているのは児童のこ

れからの教育の質それから先生たちの努力っていうか苦勞が報われてないっていうような状況を早く解決すべきだろうと思います。

ですから今、この庁舎の問題でも遅れば遅れるほど結局10億円ぐらい予算オーバーして住民の方たちに非常な迷惑っていうか、なかなか納得出来ない状況もございました。

これから先ですねそういうふうな早くこのゴーサインっていうか町長が最終的な決定権限を持ってありますので今の流れのですね予算を持ってあるんですから、議会で提案してですね、ゴーということを出さないとまたコストが上がってですね、1番最初の提案でいくらそれは分かりませんが、伸びれば伸びるほどこの建設コストというのは上がってくるだろうというふうに考えておりますので、早急にこの分の統合場所について結論を出すべきであることを要望して質問を終わります。

○議長（星 正彦 君）

以上で、栗田 美和 議員の質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時55分

○議長（星 正彦 君）

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

次に、11番議員 西藤 典子 議員の質問を許可します。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

11番。通告に従いまして質問いたします。

明後日の3月8日は、1975年に国連で女性の社会参加と地位向上を求めるために提唱され、定められました国際女性デーです。

以来50年近くの経過の中で国内でも男女共同参画社会の実現のための施策が講じられ、鞍手町におきましても2019年3月に第3次鞍手町男女共同参画基本計画が策定されました。

そこで、お尋ねいたします。

この第3次鞍手町男女共同参画基本計画につきまして、この計画の実施期間はいつからいつまででしょうか、お尋ねいたします。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

この件につきましては、福祉人権課長に答弁させます。

○福祉人権課長（芝野 英和 君）

議長。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和 君）

お答えいたします。2019年度、平成31年度から2023年度、令和5年度までの5年間でございます。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

ということは実施から丸4年経過して残すところ後1年ということによろしいのでしょうか。

○福祉人権課長（芝野 英和 君）

議長。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和 君）

令和5年度までですので、来年度までということになっております。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

基本計画の基本理念としては、どのようなことが掲げられておりましたでしょうか、お尋ねいたします。

○福祉人権課長（芝野 英和 君）

議長。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和 君）

第3次基本計画での6つの計画ではですね、6つの基本理念を掲げております。

1つ目が男女が人としての尊厳を重んじられること。

2つ目に性による差別的取扱いを受けないこと。

3つ目が男女が社会の対等な構成員として個性と能力を発揮する機会が確保されること。

4つ目に人権侵害である、あらゆる暴力が根絶されること。

5つ目に固定的な性別役割分担意識をなくし、家庭生活、地域活動等と仕事が調和できること。

6つ目に国際的な規範や基準指針と世界的な取組と連動して進められること。

以上でございます。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

これだけの内容で実現するのは大変な努力が必要だと思いますが、この6つの基本理念に基づきまして4つの基本目標とそれに基づく14の重点目標が掲げられておりますよね。

それぞれ、もう残り少なくなっているんですけども、第3次はですね、達成状況はどうなっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

鞍手町男女共同参画基本計画では14の重点目標があり、それぞれPDCAシートを作成し、毎年鞍手町男女共同参画審議会において、前年度の状況についてご審議いただいております。

達成状況についてですが、計画において目標値の多くを住民の割合としていることから、毎年の数値をお示しすることは困難です。

令和5年度における第4次計画作成のためのアンケート調査においてこれに係る調査も必要かというふうに考えておりますが、そのため評価としてAからDまでの区分を設定しております。

Aは取組が十分で目標達成に大きく貢献、Bは取組が目標達成にやや貢献、Cは取組が目標達成に貢献度が薄い。Dは取り組まれておらず、目標達成に貢献出来なかったとしておりますが、令和3年度の状況では、B評価が5、C評価が7、D評価が2でした。

男女共同参画において町が注力しなければならない施策は、啓発と教育であると考えて

います。

そこで講演会やパネル展などを通して、何か一つでも住民の方々の心に残していく。そういったことの積み重ねを今後も行っていきたいと思います。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

かなり内容が内容でありますから、達成は容易ではないということではございますが、あと、今後の残りの期間で達成できるものがあるとするれば、どんなものがあるのか今後の達成の見通しについてどう考えていらっしゃるでしょうか、お尋ねいたします。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

今お話ししましたように男女共同参画においては、町が注力をしていかなければならないというふうに思っていますので今後の見通しとしては、徐々にではありますが目標達成に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

ぜひ、努力していただきたいと思うのですが、この計画の中にはですね、推進体制の整備という項目がありますね。ごく最近知ったことなんですけれども、鞍手町男女共同参画ネットが、今年の3月31日をもって解散を決定したと聞きまして、大変驚きました。解散に至った経緯がもしお分かりになればお知らせください。よろしく願いいたします。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

男女共同参画ネットにつきましては、設立当初から私も関わっておりました。

約10年そのネットには関わっておりましたが、いや15年を経過してですね、まずネットを立ち上げた際の一つの大きな目標としましては、条例を制定すると。

男女共同参画に関する条例を制定するというのが大きな目標であり、そしてまた啓発活動を取り組むということで、いろいろな先進自治体に視察に行ったり、ということを繰り返し行ってまいりました。

しかしながら、ネットの役員の皆さんが、やはり15年をたつて高齢化をしてきたということと、新たな方がですね加わることがなかなか難しかったということからですね、今回解散に至ったというふうに聞いております。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

男女共同参画の実現というのは、これからのことですよね。そういう時に解散ということが非常にね、やっぱりマイナスになるんじゃないかと思いますが、若い方が入ってこられなかったっていうんですけども、そのために何か取組を若い方に入っていただくための取組というのは、どんなことがされたんでしょうかね。分かれば教えてください。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

先ほども言いましたように先進地に対してですね、視察に行く際に、いろいろと募集を行ったりをしましたが、なかなか若い方たちの参加が少なかったように感じております。

ただ若い世代につきましては、40代よりも若い世代につきましては、例えば家事についても若い夫婦であれば、男性女性にかかわらず家事をしていたりだとか、育児についても、それを相応の役割分担をしていたりだとか、そういったことで全般的にはですね、男女共同参画というような趣旨からすれば、若い方たちの取組はだんだんと進んでいるのかなというふうには思っています。

しかしながら、例えば議会であつたり審議会であつたりそういった公的な機関によっては、まだまだ女性の進出が少ないように感じております。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

またこの推進体制の整備の中で、町が推進体制を充実して、事業の実施状況を点検していく体制を構築していく必要がありますと、こういったこともあります、どのような推進体

制を具体的に今視察とかもおっしゃいましたけど例えば財政的支援とか、そういったことはどうなっていたのでしょうか。お尋ねいたします。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

男女共同参画ネットにつきましては、会員の方は当時、私が行ったときには500円の会費を払っていました。

町からは、8万円の補助をしていたように思います。

そして視察等行く際には、それぞれ個人負担というようなことから財政上はやっていたように思います。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

直方市でもですね1年ぐらい前に、ゆめネットは解散しているんですね、ちょっと聞いてみましたらね、直方市は規模が違う鞍手とは違いますけど40万円の予算がついていたようです。やっぱり資金的な援助とか、やっぱりそういったことも必要なんじゃないかなと思いますが、ちょっと質問を次の質問に移りまして、このようにですね、解散、もう決定しているわけですから残念ですが解散になるんでしょうけど今後ですね、この解散するという鞍手町男女共同参画ネット的なものをさらに再び立ち上げる、心積もりはございませんのでしょうか。お尋ねいたします。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

私自身は、男女共同参画ネットというようなものについては、男女共同参画を推進する上では何かやはり核になる、組織っていうのは必要なというふうに思いますが、これも行政が率先してやるというよりも男女共同参画ネットも住民自ら立ち上げたっていう経緯もありますので住民皆さんの意識の高まりによって出来るっていうことのほうが、私はいいのかなというふうに考えております。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

今ですね、財政的にもちょっと直方市と規模が違くと40万円と8万円とはちょっと随分差があるなと思ったんですけども、この基本計画の重点目標の5に人材育成という項目がありますよね、広く町民に対し実践に役立つ学習、研修会の提供、講演会への参加を呼びかけますとありまして今聞きましたけど、その講演会の参加とかいうのが、どのくらい参加者があったのか、そういったことが分かりましたら、お尋ねしたいんですが。

○福祉人権課長（芝野 英和 君）

議長。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和 君）

申し訳ございません。ただ今その資料ちょっと持ち合わせておりませんので、また、事務局を通しまして、お知らせしたいと思います。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

それで今後ですね、やっぱりこれからですから、ぜひ立ち上げていかなきゃいけないと私自身も思っております。

この資料の中を読みましても今は、連帯意識が非常に希薄になっていて地域での力が求められているということも書いてありますね。

また具体的には、近年頻発する災害に対しては、地域の力が重視されているため女性の力が必要ですかですね、またある頁には、災害発生後の避難場所や救護所の開設、運営等において男女の要望の違いに配慮できるよう女性の参画を図ります等ありますよね。こういう観点から今後は、どのような参画ネットの立ち上げとは別にですね、そういうふうな状況であるならば基本計画を実施するために今後は、どのような取組をされる予定がございませうでしょうか。ちょっとお尋ねしたいんですけど。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

先ほど最初の答弁の中にありましたように、現在の計画については令和5年度、今年度で

終了しますので新たな計画策定の際には、今議員が言われたようなことについても十分に配慮し、計画を策定していきたいというふうに思います。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

そこでちょっと私の思いつきなんですけれども、やっぱり講演会とか研修会とかいうのでやっぱり学習参加しようという意欲がなかなか高まらないのではないかと。

私がちょっと先ほどから言っていますけれども、例えば先ほどの災害に対して地域の力が重視されているとか災害発生後の避難場所や救護所の開設、運営といったようなことで、女性の参画が必要だということがあるので例えば最近、町長何回も防災訓練等の実施ということをおっしゃっていますが、なかなかコロナの影響もあって実現出来ておりませんけれども本当に起こるかもしれない、間もなく私たちの身の上にも起こるかもしれないとみんなが実感できるような実践的で現実的な例えば、本格的な防災訓練を行う。

そこに男女を問わず、中高生なども動員してといいますか参加していただいて具体的な取組をすると。こういったことをしたらどうだろうかと私は考えるわけです。

そういうやっぱり実践的な本当に起こるかもしれないというような取組の中で、行動しますと、相互理解あるいは、地域の連帯感こういったものも生まれてくるのではないかと。

そういうことを通して将来にわたっての人材の育成こういったものができるんじゃないかと思っています。

最近ですね、人の自殺とかね、本当に孤独死とかですねそういったことがよく報道されておりまして本当に社会の連帯が薄れてしまって何か私たち 1人1人が余り将来に希望が持てないような状況も広がりつつありますけれどもこういった本当に鞍手町が民主的で活力のある、本当に人と人の連帯感が濃いそういう町になりますような取組をぜひ今後も考えていただいて実施していただきますように、そして鞍手町の男女共同参画基本計画を本当に実りあるものにする。そのために効果的な取組、あと1年残っている期間第3次もありますけど、さらに今後さらに第4次計画ということもありうると思います。

ぜひ、意欲的に効果的な取組をしていただきますことをお願いしまして、この問題についての質問は終わらせていただきます。

次に、もう4回目の質問でありますけれども、トイレへの生理用品の配置についてでございます。4回目でございますので、今まで少しは前向きととれるかなというような回答もいただいております。

進捗状況は、どうなっておりますでしょうか。お尋ねいたします。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

ただいま質問ありました、学校への生理用品の配置の進捗状況でございますけども、6月定例議会で答弁いたしました但し町内の小中学校では、生理用品を保健室に準備しております、必要な場合は保健所に行けば、配布されるようになっております。

このことにより、児童生徒に生理用品を渡す際に養護教諭は話しやすい環境をつくり児童生徒から話を聞くことで、その子の生活状況や、家庭関係を確認することができ虐待や子どもの貧困などの状況が分かることで早急に支援をしなければならぬ事態が判明することもあるため現時点でも学校のトイレに配置することは考えておりません。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

毎回そういうふうな答弁なんですけれども子どもたちの感覚は随分違うと思います。具体的に耳に入った言葉で言いますと保健室に行ったら男の子がいたから何も言えなくて帰ってきたとかね。

学校によっては、鞍手ではない、鞍手の例ではありません、他から聞いたことですけど、もらったら、それを返しに行かないかとかね、そういった学校もあるようなんですよね。やっぱりこれは私男女共同参画の基本理念を今挙げていただきましたけれども、この基本理念の1番目に男女が人としての尊厳を重んじられること。2番目が性による差別的取扱いを受けないこととあります。

やっぱり先生ですよ、養護教諭のところに行って、もらわなきゃいけないということが人間としての尊厳を重んじられていることなのかどうか。

確かに子どもの実情が分かるとかいうことはありましょ。これはあくまでも教師目線です。

デリケートな、次代の子どもたちの心に答えるものには、なっていないんじゃないかと思えます。

性による差別的取扱いを受けないことっていうことですが、女の子だけが悩みというかこれを背負っているわけなんですよ。

また、3番目の基本理念としては、男女が社会の対等な構成員として、個性と能力を発揮する機会が保障されることとありますね。先ほど言いましたように保健室に行ったけれども男の子たちがいたから帰ってきた。常に子どもたちは不安がとどまっています。

特に若い子どもたちは、定期的ではない。最初の頃は、いつ始まるか分からない。思いが

けないときに始まった。そうしたら、もう具体的な大胆な行動が出来なくなる。そういったこともあるんですね。この生理というのは個人差がありますがけれども、女性特有の精神的負担を僅かでも緩和してくれる。これが生理用品がトイレにいつでも行けばあると、安心感ですね。これなんですよ。

いろいろ予算面もあるかもしれませんが、やっぱり私はいつも、何で生理用品に消費税がかかるのか。そういうことも考えて感じておりますけれども、1日も早い学校や公共施設のトイレに生理用品を配置していただいて、女の子たちが安心して学校生活なり、社会生活なりが、できる状況、何度も申しますけれども、女性にとって生理用品はトイレットペーパーと同等の必需品なんです。

いつまで女性たちは、例えて言えばトイレットペーパーのないトイレに我慢しなければならないのかと、こういうことも訴えたいと思います。

1日も早い学校や公共施設のトイレへの生理用品の配置を求めたいと思います。この件はこれで終わります。

最後の質問ですが、六田川改修計画についてでございます。

懸案となっていましたこの問題ですね。町長が取り組んでいただいていると思います。

その後の進捗状況は、どうなっておりますでしょうか。お尋ねいたします。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

この件につきましては、建設課長に答弁させます。

○建設課長（西生 卓矢 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

建設課長。

○建設課長（西生 卓矢 君）

お答えいたします。昨年3月、6月議会でもお答えしましたように調整池につきましては、事業用地の同意が得られず現在難航している状況でございます。

また、もう一つの工種でありました下流部の河道拡幅につきましては、現在、事業用地の調査等がほぼ完了し、地権者の意向を今現在確認しているところでございますが、こちらも現在ではなかなかいい返事が得られず、同意がいただけていない状況です。

現在の状況といたしましては、以上です。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

次の質問ですけれども次も、これも同じように懸案となっていましたんですけども、鞍手開発の工事の変更許可が県から下りないという問題がありました。

現在どうなっているのでしょうか。県から下りたのでしょうか、お尋ねいたします。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

この件につきましては、地域振興課長に答弁させます。

○地域振興課長（立石 一夫 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫 君）

結論から申しますと鞍手インターチェンジ隣接地の開発行為等の変更許可はまだ下りておりません。

現在、開発行為許可においては、都市計画法に基づく、本町関係各課との協議が整いまして、福岡県への変更申請ができる状況になっております。

また、同時に森林法に規定する林地開発許可の変更についても、同様の段階であるというふうに聞いております。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

これも回数がですね、私重なっているわけですけど、やっぱり地元等は、町長の公約でもあったということですね。

しかも今後ですねどんな想定外の災害が起こるかもしれないという不安がありますので、1日も早く安心できる状況に町として取り組んでいただきたいと、こういう要望があります。

いろいろと困難だということは分かります。いろんな問題がありますので小学校の統合の問題とか庁舎の問題とかもありますので困難であることは分かりますが、地元の不安の解消のために、そして公約の実現のために今後とも力を尽くしていただくことをお願いい

たしまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（星 正彦 君）

以上で、西藤 典子 議員の質問を終了します。

引き続き次に、4番議員 宇田川 亮 議員の質問を許可します。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

4番。通告に従って質問をしたいのですが、前2人の質問者が私と同じような内容のことを聞かれていますので極力重複しないようにしたいと思いますけども冷静に答弁をお願いしたいと思います。

まず、町内小学校の現状と今後の推計については、先ほど質問者の質問から答弁がありましたのでこれは、割愛したいと思います。

次の2番目の現状の設備等トイレや給食センター他の問題について、こういった設備について問題とか改善する点あるんじゃないかというふうに思いますけどもその点についてお答えください。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

校舎・体育館などは西川小学校を除き築40年を超えており、老朽化が深刻な状況です。

トイレに関しましては、築年数が古いことから、洋式トイレが各学年に一つしかなく、今の子どもたちは、家庭のトイレがほとんど洋式化されていることで、和式トイレで用を足すことが出来ない子が多く、剣南小学校では、洋式便器に女子児童が行列をつくっているというふうな状況があります。

続いて、鞍手町学校給食共同調理場、いわゆる給食センターは、昭和43年12月に竣工、昭和44年1月から給食を開始し、現在は町内6小学校及び鞍手中学校の7校の児童生徒及び職員分、約1,250食を提供しております。

調理器具を更新し、施設を一部ドライ方式へ改修するなど、学校給食法などの関係法を満たして運営していますが、建物の老朽化が顕著です。

給食センター方式の最大の難点は、調理した献立を配送する必要があり、配送コストが発生することはもとより、自校式と比較すると、どうしても給食開始までに時間を要してしまうことです。

給食調理後、午前11時くらいから給食配送車2台により、各小学校及び鞍手中学校へ給

食を運び午後1時30分くらいから食器の回収に回っています。

小学校が統合されれば、統合小学校に給食調理場を整備することで、これまでどおり小・中学校児童・生徒・教職分を調理し、小学校に関しては自校式で中学校分は配食する親子方式での整備を考えております。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

現在、そういった設備面にトイレと給食センターについてもですね、この二つだけをとっても、非常に問題があるというような状況があります。

それで今、統合に向けた話が、ずっと続いていて先ほどの教育長の答弁によりますと、最短で令和9年に統合というようなお話も先ほどありました。

だとすると、やっぱり4、5年かかるわけですよ。統合するまでに最短で行ったとしても、とすれば、この間を4、5年の間の子どもたちがずっと困ったような状況になる。ということがあると思います。この統合の新しい学校ができるまでの間、このままで行くのか、どうなのか。

現状で、先ほど剣南小学校で洋式トイレが各学年に一つしかないので行列ができるというような状況でもですね、こんなことは、もう早く改善していかないといけないというふうに考えますけども、それぞれ教育長と町長の答弁をお願いしたいと思います。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

老朽化の問題につきましては、費用がかかることですので教育委員会は、要望は出せますけども、予算をつけるというふうなことは出来ません。

小学校が近々、統合するであろうというふうなことで、保護者や学校の職員などは、無駄なお金、税金を使わないようにというふうな気持ちはたくさんあったと思いますが、なかなか施設については、特にトイレにつきましては、非常に厳しい状況にあり、一つでも多く、洋式トイレを設置していただきたいというのが本音でございます。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

この小学校のトイレにつきましては、宇田川議員を初め何度も一般質問をいただいているところでもあります。

特に災害時については、小学校が避難所になるということから、子どもだけではなく、高齢者の方、また障害をお持ちの方などについてもですね、トイレが困っていると。というような今までの一般質問の中でも意見は、お聞きをしております。

当初、小学校の統合についてが前提というようなことでありましたので、その間、どうするかというところで、いろいろと検討はしてはしましたが、いまだ改善には至っていないというのが現状であります。

今後につきましては、また宇田川議員からも、そしてまた小学校の統合についてもですね、検討する余地がありますので、これについては改めてまた検討していきたいというふうに思います。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

学校生活において、教育環境というのは、ずっと継続して最適な環境を提供しないといけないというふうにも考えますので、この点については、今、本当に早急な改善が必要なところもあると思いますので、これについては、統合するのを待つのではなく、ぜひとも早急に進めていただきたいというふうに思います。

次に、3番目のあり方検討委員会における統合の議論の経過は、というふうに挙げていますが、これについても、昨年度あり方検討委員会ですっと統合という結論まで出た分については、あり方検討委員会だよりというものがずっと回覧版で配られていましたので、私はこれも見ていますので、恐らくこれから逸脱することは、ないだろうというふうに考えています。

それから、今は建設地の候補地の決定に向けた検討がずっとこの1年間、続けられてきたというふうなことも認識しております。

3番については、割愛させていただきますが、この4番でさきほど町長も言われましたけれども、第13号第3次提言の前文、それから附帯意見というのも付けられています。

これについて候補地の決定、あり方検討委員会での決定、それから教育委員会で決定した、この流れについて議論とその経過について教えていただきたいと思います。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

これまでも教育委員会を開催した際は毎回、検討委員会で使用した資料と協議概要の報告を受けておりました。

令和4年12月16日、検討委員会から第3次提言書を受け取り、その後に総合教育会議を3回、それを受けての教育委員会を3回行いました。

最終的に建設候補地を旧鞍手北中学校敷地と剣南小学校敷地に絞り込んで検討した結果、教育委員の全員一致で剣南小学校敷地を建設地に決定しました。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

先ほど前の質問者の質問、それから答弁からいきますと、なかなか町長がこの候補地について納得していないというようなことはありましたけども、ただ結論的には、教育委員会が候補地を決定する。これはもう法的に間違いないとか法的に法律で認められたものだということは理解しているんですけども町長はこの点についてどういうふうに考えているんですか。教育委員会が決定するというので、それについて町長が入ってくる部分は総合教育会議だと思んですけども、そこでどういう議論になったのか、この候補地についてね。

教育委員会の権限と町長の考えと教育委員会が最終的に全会一致で剣南小学校に決めましたと。いうことについて町長はどういうふうに考えてあるのか教えてください。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

先ほども答弁の中で、お話をしておりますけども、あり方検討委員会としては建設地の絞り込みは行っておりません。教育委員会と町長で協議調整をして決めてくださいということになっておりますので、それは総合教育会議の中で議論をしていくということになっているというふうに思っています。

総合教育会議の中での議論として小学校というのは当然ながら教育施設でもありますし、子どもを第1として考えるべきであるというふうには考えておりますが、同時に小学校というのは、やはり公共施設として、まちづくりの拠点としてもなります。

この小学校の位置について、大きく町が変わると、大きく発展にですね、寄与するということがあります。

道路が1本できるだけで町並が変わると同じように小学校が1校できることによって、周辺または町自体が大きく変わっていくというように考えております。

そういったことであり方検討委員会の中でも、まちづくりの方針ということでかなりきちんと書かれておりますので、これは先ほども言いましたように第5次の総合計画後期計画の中の教育部門の中にも避難所のことであったり、地域のことであったり、そういったこともうたわれておりますし、鞍手町の教育大綱の中でもうたわれておりますので、そういったことからまちづくりの観点からどこに小学校を建設するのが必要であるかと、いうようなことも検討する必要があるということで総合教育会議の中で3回ほど議論を重ねてまいりました。

しかしながら、なかなかそこに1点が見いだせず事務局のほうから、もうこれはもう平行線なので、これはもう教育委員会のほうで決めさせてもらいますということで打ち切られて最終的には決定されたというようなことがあります。

しかしながら、平成27年4月1日に施行されました先ほどもあります地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されております。

教育長と教育委員会のあり方が大きく変わっておりまして首長が直接教育長を任命することにより任命責任が明確化されました。

それにより首長は教育行政の果たす責任や役割が明確になるとともに首長が総合教育会議を設置し開催することで公の場で教育政策について議論することが可能となり、首長と教育委員会が協議調整することにより、両者が教育行政の方向性を共有し、一致して執行に当たるということになっております。

そういったことから、当然ながら教育委員会のみ権限に属する事項についても協議を行えるようになっておりますし、したがって教育委員会が決定した結論についても、教育長や教育委員は、私が議会に対して推薦し先ほども言いましたように議会の同意を得て私が任命をしております。

法改正により、任命責任が明確にされておりますので、教育長や教育委員の任命責任者として教育委員会が出された結論についても、首長に責任があるというふうに考えております。同時に私は選挙を通じて町民の皆様から信任を受け、町政を負託されておりますので、民意を代表する立場でもあるというふうに考えております。

よって町行政や教育行政では、一部を除き最終的には首長に責任があるというふうに考えておりますので、私と方向性が共有出来て前に進むことになるんじゃないかというふうに考えております。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

今、民意と言われましたけれども、町長が言われる民意というのは、あれですか町長が当選したから、ということなんでしょうか。

民意で、その候補地についてもそうなんですか。候補地についても、民意が反映されて町長が当選されたから、候補地も町長が責任として決めるという考え方なんでしょうか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

選挙する際に私は、この3月議会の冒頭に所信表明をさせていただきました。

その中でもですね、小学校の統合要するに、環境整備についても、選挙の際に皆さんに聞いております。そういったことから負託を受けて当選をさせていただいたというふうに考えております。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

ちょっとずれていると思うんですよ。教育の方向性は、同じ方向を向いてやってくれという事で町長が任命しているわけでしょ。

教育の方向性と言ったら、小学校を統合するということなんじゃないんでしょうか。それが方向性であって、候補地については、教育委員会がその権限を有しているわけですよ。

何でもかんでも町長に任命責任があるからといって、全部私の言うこと聞かんと任命責任が問われますとかいう話じゃないと思うんですけどね。

その点どういうふうに思われますか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

全部聞かないといけないということを言っているわけではありません。責任は私に帰属するという事で、最終的に決定したことで、例えば問題が起こったときに、教育委員さんが決めたので、教育委員さんに全部責任があるか。という、そうじゃないというふうに思います。

庁舎建設につきましても、町が予算を計上し、議会の議決をいただきまして執行するようになりますので、執行権者としての責任が発生するというふうに考えております。

そういったことで、学校の建設場所についても最終的には首長の側に帰属するのではないかというふうに考えております。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

先ほどもちょっともう、法的に最高裁の判決の内容とかも紹介されましたけれども、法的には教育委員会が示している場所については、決定する権限があるわけですよ。

そうしたら、町長は、首長さんは、それに対して予算付けしたりとか、教育の方向性が同じであればの話ですけどね。そういうことになってくるんじゃないだろうかと思うんですけども、最終的に責任は教育委員会は取れませんから、どうのこうのっていう話じゃないと思うんですよ。

町長もこの第三次提言を言われていますけれども、申し訳ないけど言い方悪いかもしれませんが、都合のいいとこ取って町長は言われていますよね。

検討委員会からの提言も含む町当局との協議に基づくまちづくりの方針、鞍手中学校との関係と小学校にまつわる様々な要素を踏まえ鞍手町が目指す子どもを育むための最良の地をという、この部分だけをとって、ずっと言っていますけども、しかし、あり方検討委員会は、町教育委員会の権限と責任において決定してください。と言っているんですよ。

この検討委員会自体は、教育委員会の附属機関であって教育委員会結論を出すための検討機関、検討してもらった機関ですよ。

その意見を踏まえて、教育委員会がそのまま通すわけじゃなくて教育委員会でもけんけんがくがくの議論をやって、もちろん総合教育会議の町の方針とか、いろんな話も聞いた上で最終的には、剣南小学校がいいと。決定したわけじゃないですか。

それをやっぱり町長も尊重すべきじゃないですかね。どうしても剣南小学校は駄目というような理由があれば教えてください。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

先ほども言いましたようにまず、この小学校統合を何とかしたいと。というようなことで、1番最初の取りかかりとして、アンケート調査をしました。

その際に、夢のある教育環境を子どもたちにと、というようなタイトルでアンケートをとっております。

とにかく、これから先ですね、子どもたち多様性のある子どもたちが小学校に行きたくな

るような小学校をつくりたい。というようなことで、アンケートをとったわけですが、残念ながら剣南小学校の敷地面積では、夢のある小学校が出来ないというふうに私は思っております。というのも非常にやっぱり、崖が露出しております、崖条例に引っかかる部分があります。

それで見た目の面積よりもかなり、狭小な面積の中で学校をつくるということになりますし、700人の子どもが行く学校にもなります。

そして同時に放課後児童が端的に言えば学童保育も同じ敷地内で設置をするということも考えられておりますので、現在約200名くらいの児童が登録をし、実際に170名ほどの子どもさんたちが学童保育に通っているというようなことからですね、学童保育をどのようなところにつくるのかというようなことでもあります。

なかなか非常に給食センター、学童保育と学校施設に付随するような施設をつくるにはですね、非常に狭小であるというふうに感じております。

それでやはり、ゆとりのある教育が、それこそ先ほど言いました、未来のある子どもたちの最適な教育環境としてふさわしいのかと。ということが私の中で1番懸念をしているところであります。

そういったことも考えて、これから先、ゆとりのある子どもたちが1人1人が学校の中で、おり場が見つけれられるようなですね、学校をつくりたいというふうな思いもあります。

なかなか狭小なところで、昭和の時代と同じような小学校をつくっても、なかなか魅力がある小学校とは言いづらいというふうに考えております。

今の多様性の子どもというのは1人1人がですね本当に、いろいろな考え方を持っている子どもさんたちが多くありますので、学校の中で、1人でもですね、十分に自分のおり場ということを認知できるような場所を確保することが必要だというふうにも思っておりますし、今までのように四角い教室の中で、授業をすればいいというものではありません。

それこそ小人数の子どもさんたちでも教えられるような場所が必要であったり、1人でも先生が指導できるようなところがあったり、子どもが自由に動けるような場所があったり、非常にこれからの学校については、夢のある学校をつくるためには、そういったことも考えながら建設をする必要があると。

それが子どもたちが行きたくなるような不登校を防止するような小学校、それを私は目指しております。そういったことから、狭小の敷地面積ではなかなかそれが難しいと。いうことから、私は剣南小学校では難しいということを考えております。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

町長の、学校はどんな学校ができるのかもの凄く広くて何か大きな廊下が200mも3

00mもあるような学校を想像してしまうわけですが、そういった話も総合教育会議でされているんじゃないんですか。

だけでも、町長は狭過ぎるって言うこと言っているんでしょ。剣南小学校じゃ最初から候補地には上げるべきじゃなかったんじゃないですか。と思いますよ。

教育長にお尋ねしますけども、教育委員会の中で皆さん剣南小学校が狭過ぎて、出来ませんと。そういう話とか町長の夢のある、ゆとりのある学校づくり、学校環境ですね、そういう話も聞いた上での教育委員会の結論だと思うんですけども、その辺はどういう話になっているんでしょうか。

狭過ぎるから、今の町長の話を知ると剣南小学校は最初から候補地にはあげるべきではないんじゃないかと。狭いのであったら、というふうにも思いますけども、そのへんは教育委員会は、どういふ話をされたのか教えてください。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

教育委員会といたしましては、あり方検討委員会からの答申を受けまして、実際に剣南小学校の敷地内で、どのような配置でどういふふうなものが建てられるのかどうかというのをシミュレーションいたしました。

そうしますと、100台の駐車場を確保しながら、学童保育も敷地内につくり、また給食センターも中にできるというふうなシミュレーションが出来ましたので、候補地は剣南小学校でも、広さは十分ではないかというふうに考えておりますし、また今後、小中連携というのを考えていきますと鞍手中学校の隣でございますので、横に階段をつくれれば歩いてすぐ行ける、中央公民館とかいろんな施設も、すぐそばにあるというふうなところ、また、今後スポーツ省による部活動を地域に戻すというふうなこともありますので、中央公民館の運動場とか中学校の施設等は、小学校が終わった後ですね、歩いてすぐに行けるというふうな、このような教育環境を考えていきますと剣南小学校が最適ではないかというふうなことで、教育委員会といたしましては、決定いたしました。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

どうものそのへんが平行線なんでしょうね。町長の建てたい学校が剣南小学校では建てられない。しかし教育委員会、メンバー5人ですかね。中の話では、今の剣南小学校でも十

分と、しかも、中学校や中央公民館に近いから、教育の環境としても最適ではないかという
ような結論が出されたみたいですけども、しかしそれでも町長は、その候補地は駄目と、
でも、法的には教育委員会が決めたことですから、これは、町長がいや駄目だと。いうこと
にはならないんじゃないでしょうかね。町長そのへんをどういうふうに考えていますか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

残念ながら今のところまだ平行線をたどっておりますが、私の説明不足だろうというふう
にも考えております。

学校はどこでも建つので、鞍手中学校も候補地として挙がっておりました。鞍手中学校で
は4階、5階の校舎になるということで、やはり狭いということがネックになったようでも
ありますし、剣南小学校でも当然、学校は建ちます。

しかしながら、本当に夢のある子どもたちが通いたくなるような小学校になるかどうか
っていうところを考えますと私は非常に問題点があるというふうにも考えております。

子どもたちが、どういう学校だと言いたくなるのか、四角い教室が並んだだけの教室に、
本当に子どもたちが言いたくなるだろうか。

今でも不登校の子どもたちが多くいます。今と余り変わらないような小学校をつくって、
もちろん新しくなりますし、トイレもきれいにはなるでしょう。体育館も出来て給食センタ
ーも横に併設されるでしょうが、しかしながら、子どもたちが本当にそこでゆとりのある教
育を受けることが出来、子どもたちの自律性、自発性が発揮できるような学校になるのかど
うかということに対しては、私自身なかなかそこに疑問を感じているところがあります。

役場が近いからだとか病院が近いからだとか、中学校が近いからだとかいうようなこと
もありました。

しかしながら、剣南小学校で建設をする場合でありますと建設期間の約2年半から3年
近くにおいてはですね、体育は、中学校の運動場を使って体育をするということになってお
ります。

今250名、約10教室、普通教室がありますし、特別教室も、あと数教室あると思いま
すが、生徒さんたちは毎日、約5クラスから6クラスくらいだと思いますが、中学校の校庭
を出て通うようになります。

それと同時に、建設車両が通る動線を横切っていくような形になります。そういった建設
時の安全面は、ここの附帯意見の中であり方検討委員会の中でも注意をしてくださいとい
うことで書かれておりますし、実際に建設時期においては、子どもたちは休み時間、中休み、
昼休みについても、学校の先生たちが車をとめている所でしか遊ぶことが出来ません。

この2年半から3年というのは、非常に大きな子どもたちにとっても影響のある時間だ

と思いますが、なかなかそういう外で遊ぶ機会を失われてしまう。ということもあります。

また周辺については、私は先週の金曜日、朝7時40分から8時15分まで、35分間、あそこで見えておりましたが、私が目視をした時点で、送迎で保護者の方が子どもを送っている車が25台ありました。

子どもの約10%が送迎をしておりました。これが700人のことになると、単純計算ではありますが、70台が約30分の間に、あそこで送迎をするということになります。

特に、中学校と小学校の間の道路につきましては、路線バスが30分間の間に3台通っておりまして、そこで駐車をする、大きく迂回をして路線バスが通っているというようなこともありました。

特に、送迎の自家用車については、道路が狭い南側のところに多くを止まっておりました。

それはバスが通りますし道路には、駐車禁止っていう標識もありましたので、なかなか保護者の方が停めにくいというような状況もあります。

そしてまた道路については、北九州に行く抜け道として多くの車が朝通っておりまして。そういったことも含めて、本当に周辺が安全なのかどうか。

そしてまた学童保育170名の子どもさんは、全て保護者が迎えに来ることになりますので、迎えに来る時間帯の安全確保についても、私自身は心配をするところでもありますし、それも、この附帯意見の中に書かれております。

こういった懸念材料もある中で、私自身、最終的に設置をするものとして、本当に安全を確保できるかどうかということについても、甚だ疑問があるというふうにも思っていますので、私自身は現在、やはり剣南小学校はいかがかなというふうに思っております。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

町長の気持ちは分かりました。だけでも、さっきから聞いていますように法的に認められた教育委員会の決定ということについて、どういうふうに考えているのかと、いうふうに言っている訳で、それともう一つは、このまま平行線でいけば、将来の子どもたちはどうなるのでしょうか。いつになったら統合して、ゆとりある、最適な教育環境を実現できるのか。

今の本当、最悪なっていたら申し訳ないですけども、もう老朽化した校舎ばかりで、トイレも行列しないといけないとか何かもういろいろある。この最悪の状況をいつ打破できるのか、いつまでに統合するとか、それはもう早急にというふうには考えるわけですけども、その整合性といいますか、できるだけ早くしないといけないけど、平行線たどっていったら、いつまでたってもそれは出来ない。私も統合ありきという考えではないわけですけども、しかし、先ほどからの統合が必要だという教育長、それから町長も言われましたけども、その必要性からするとね、今はもう統合をとめるという話にはならないと思います

し、逆にやっぱり統合しなければいけないのかなという考えも、私の中にはちょっとめぐっていますけども、だけど、そうするとするならば、早くしないといけないんじゃないでしょうか。その時期の問題と先ほど法的に教育委員会が認められた権限と、この整合性はどのようにするのですか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

他の自治体においては、教育委員会が決定し、行政も決定した中で、住民説明会をすることで住民の反対に遭い、その決定が覆されて建設地が変わったところもあります。

ですから教育委員会が決定したからそれが全てということではなくて、最終的には住民のコンセンサスが得られる場所かどうか、住民の合意形成が得られる場所かどうかということが私は1番重要なことだというふうに思っています。

しかしながら今、教育委員会の中では、住民説明会をする予定が立っていないようにあります。住民説明会もせずにこのまま学校の建設に向けて進めていいものかどうかというの私は甚だ疑問を持っております。

これは総合教育会議の中で、住民説明会をし、住民の意見を聞くと、また元の木阿弥になるんじゃないかと、また1から振出しに戻るといような意見が総合教育会議の中で事務局の中から出ました。

そういうことはないと言っていますが、住民のコンセンサスを得る、そういったやっぱり努力も必要だろうと思いますし、住民のコンセンサスがどこにあるのか、どうやってコンセンサスを得ることができるのか、その場所はどこかということも当然ながら、これはする必要があると思いますし、住民説明会をし、住民の意見を聴取し、住民がどこが1番ふさわしいかということを知ること非常に私は重要な要件の一つだというふうに考えております。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

何かいろんなことが出てきますけど、町長は庁舎建設費を10億円上乗せした住民説明会を全然しないじゃないですか。もう終わったことだと思われているかもしれませんが起工式も、もう終わったことなので急に何かそんな住民説明会をどうのこうのってね。

教育長そういう話があったのですか。住民説明会をしないと出来ませんよ。というような話をしたのですか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

総合教育会議の議事録を見ていただければ分かると思いますが、する必要があるだろうというふうに町長のほうが言われたと思います。ただ教育委員会といたしましては、あり方検討委員会で、2年間かけて将来の人数を調べたり、どことどの場所になったらどうなるかというふうな学習を積んでまいりまして、その結果が出たわけですから、これは、教育委員会といたしましては、民意ではないかというふうに考えております。

住民説明会というのは、教育委員会では考えておりません。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

町長ですね、教育委員会では住民説明会を考えていませんと言われますけど、もうやっぱりこのまま平行線でいくわけですか。先ほど言ったそのスケジュールの問題も含めてですけども、早く最適な教育環境をつくるためにという、その整合性をとって答弁してもらいたいと思いますが。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

中学校の統合の際にも、いろいろな住民の意見がありました。中学校の統合の際には、各小学校区の6校と中央公民館、そして福祉センターの8ヶ所について、住民説明会を行ったというふうに記憶をしております。

当然ながら、これは住民の1番関心のある小学校の場所でもありますし、先ほど来、言われていますように将来の子どもたちを育てる、教育環境を整えるための施設でもありますので、当然ながら住民説明会は必要で住民の意見を聴取するというのは、これは当たり前の話だというふうに私自身は思います。

ただ、先ほど役場庁舎の10億円の話に関して例として挙げられましたが、これはもう議会に提案をし上程をして、議員皆さんの議決をいただくようになってからの話ですので、当然ながら住民にそこで説明会をして住民の判断を仰ぐということになりますと議会を軽視

したというふうに言われかねませんので、当然ながら、もうあの時点での住民説明会は開催出来ないというような判断であります。

今回の小学校の統合につきましては、当然住民の方たちに1度も話をしなくてたよりだけでの報告ということになっておりますので、当然、早急に住民の意見を聴取する機会っていうのは私は必要だろうと思いますし、住民の方たちがどのように考えているかっていうのを聞く場を設ける必要があるというふうに思っています。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

話がちょっとずれていましたけど、もう一言言わせてもらいますけど議会軽視とか誰が言いますか、議会から要望を出して住民説明会をしてくれと言いましたら町長が断った訳じゃないですか。もうそんなことは言わないで下さい。

議会軽視がどうのこうのとか、それはちょっと間違いです。ただ、町長はそのスケジュールとの関係で今、何も言われませんでしたけども住民説明会をしないと出来ませんよっていうふうに言われていますけども、早くその最適な教育環境をつくると、いうことと、住民説明会をしないと出来ませんよ。ということプラスするとすれば当初予算で住民説明会の予算をつければいいじゃないですか。何でつけてないんですか。そこを早くやって、住民の理解を得て、しますよと。町長の考え方はそういうことなんでしょう。

教育委員会の決定したその権限だけじゃ駄目だと。住民の意見を広く聞いて、納得した上でないと駄目なんだという考えですから、そこはなぜ予算を付けたり、早く統合に向けた予算付けだったり、それから、ほかの候補地はこういう町長の頭の中でゆとりのあるどれだけ、どんな丸い教室なんだろうかね、四角だけじゃないんですけど、どんな教室なのかよく分かりませんが、こういう学校を建てたいんだと。どっちがいいですかみたいな。どっちだったら変ですけども、やっぱりそこで、住民説明会するには、それなりの情報がないと駄目だと思いますけども、そこを早く予算付けしないと、ずっとこの老朽化が進んでいくばかりの小学校に、もう何年も通わないといけないというような状況も続きますから、そこは、早急に、こうやってもう統合促進しますよというような考えを持ってないんですか。

そこちょっと教えてください。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

先ほども言いましたように私はもう15年前から子どもの教育環境を整えたいというふ

うに思っております。ですから早急に整えるべきだというふうにも思っております。

しかしながら、50年の大計でもあります。この50年の大計をただただ時間がないからということで、進めることということも、私はいかがかなというふうに思っています。時間のかけるところと素早くするところと、やっぱり仕分しながら、ここは住民の方たちと、やはり意見を聴取しながら、説明をし意見を聴取しながら、進めて行き、そしてまた意見を含めて、合意形成が出来た上で素早く建設に向けて進めていく。ということが本来あるべき姿ではないかというふうに考えております。

いずれにしても、また私自身も、早急に建設は進めるべきというふうに考えております。

そしてまた、今住民説明会の予算の件につきましても、本来であれば、教育委員会が予算を付けるべきことであるとは思いますが、教育委員会が予算を付けないということであれば、行政のほうで考える必要もあるかなというふうには思っています。

いずれにしても、このことについては素早く答えを出すように検討していきたいと思えます。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

なかなかもうちょっと法律を無視したところがありますけども、1番はやっぱり将来の子どもたちの最適な教育環境をつくるということが大事ですから、そこは、しっかりと考えていただいてやっていただきたいと思えます。

それでもう一つ、統合した後の話なんですけれども、先ほど教育長が説明されました令和4年の5月は703名と言われたですか小学校で全校で令和5年4月でしたか、それで令和11年には、475名に下がると32.4%。これ平均で6学年で割っても、1学年80人程度になるんですよ。

そうしたら、80人って言ったら、2クラスです。今の状況ですから、4年生以上は2クラス、もうやっぱり1クラス40人は多過ぎます。

ここはもう、やっぱり統合後は、今はもう統合しなくても、もう本当少人数も少人数複式学級になるかというような状況にありますけれども、やっぱり少人数学級をしっかりと見据えてやっていただきたい。

そこで一人一人の顔が見え、一人一人の声を聞ける、心の声も聞けるというような状況もぜひともつくっていただきたいというふうに思えますけども、これについて答弁をお願いします。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律では、小学校段階的に35人学級というふうになっております。

また、国と県の加配教員を利用いたしまして、一部教科を分割にして少人数で授業したり、一部の学年を少人数学級にすることは可能でございますけども、全てを少人数学級にするということは、町独自では厳しい現状があります。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

しかしながら、少人数学級をしているところがあるでしょう。教育長の考えとして、1クラスの最適な人数というのは何人がいいというふうに考えて学年にもよります。よろでしょうけれども、何人がいいというふうに考えてある。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

理想ではございますけど30人以下の学級が最適だと思いますし、ヨーロッパの先進国におきましては、20人が普通であるというふうに言われております。

余りにも少な過ぎると例えば体育の授業でサッカーをしたりとか、というようなものも出来なくなりますので、30人以下が理想ではないかというふうに個人的には考えております。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

町長は、その少人数学級、例えばするというふうになった場合は、当然町からも、予算付けたりしないといけないというふうに考えますけども町長は、少人数学級に対して、どういうふうに考えてあるのか教えてください。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

当然ながら文科省の基準というのがあるというふうに思いますので、基準が最低の条件かなというふうに思っています。

しかしながら、これからの教育というのは、フレキシブルに動くべきだというふうに考えております。

全ての人全ての子どもたちが同じ教室で同じような時間、同じような授業を受けるということ自体が、これからの教育に本当にふさわしいかなというふうに私自身は考えております。

それこそ同じレベルの子どもたちを金太郎あめのようにしてつくる教育はもう既に昭和の時代に終わっているというふうにも考えておりますので、これから未来に向けて、どのような教育をしていくか、それにはどのような人数でどのような形で教育をしていったらいいのかというのは、これは独自性を持ってもいいというふうに私自身は思っていますので、そこに何人の教室ということを決めるというのは、基本的にはあっていいと思いますが、授業について非常に算数の得意な子は、算数をどんどん進んでもいいというふうにも思いますし、理科が好きな子、社会が好きな子同士が集まって、それはまたそれ、ものについてですね、研究を進めていくというような教室があってもいいというふうに思っています。

これから先、恐らく教育委員会の自由度が高まっていくというふうに思いますので、教育委員会の中で、どのような教育体制をとって、どのような教育を進めていくかというのは、これから先、恐らく5年、10年、20年経つと大きく変わっていくというふうにも思っています。

したがって、30人学級がいいとか35人学級がいいというよりも、もっとフレキシブルに対応できるような先ほどからの学校校舎の関係にもなりますけども、そういったものに対応できるような私は学校をつくりたいというふうに考えております。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

少人数以下学級だけじゃ駄目だと。というようなお話もされていましたがけれども、でも町長の頭の中でそういうのがいっぱい、いろんなアイデアがあると思うんですけど、でもそのアイデアに教育委員会がついてこなかったら駄目なんでしょう。

町長が左を向くなら左を向くような教育長なり教育委員会がないと駄目なんでしょう。それは、おかしくないですか。教育委員会の権限はどうなるのですか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

だから先ほどから言っていますように、まだまだ議論が尽くされておりませんし、まだまだ理解が進んでいないというふうに私自身は思っています。

これから先も私が思う、それこそ未来を担う子どもたちにとって夢のある学校をどうつくるかということについて、まだまだ議論を尽くす必要があるというふうに考えております。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議論はいくらしても答えは出ないと思うんですよ。これが完璧な100点満点の答えだというのは、絶対出ないので、先ほど町長も言われましたけども、だんだん5年、10年経ったらこうなるのか、それに対応した教育環境も変わってくるのか、何かいろいろあるでしょうから。

けども、今の現状を早く打開しないといけない。ということもあります。

どういうふうに私仲介人じゃありませんけど、教育委員会も法的にきちっとした権限を持って決定したわけで、これを町長が、やっぱりいいや、こっちを向きなさいと、しているのが今の現状ですよ。

乱暴な言い方かもしれませんが、だけど1番そこで不利益を受けるのは、将来を担う子どもたちなので、ここは、その辺も十分考えて、今からずーっと議論を尽くして尽くして尽くしても答えは出ませんから、ある程度のところでやらないと今の最悪な教育環境というのは最悪と言ったら申しわけないですが、悪い環境を改善するという事は、なかなかすぐには出来てこないんじゃないだろうか。

今から、新しい小学校を建てたとしても、もう4年、5年は最低かかるわけじゃないですか。そうしたら、それまで今のもう小学校3年生は中学生ですよ、関係ありません。今からしても、でも今度入学してくる子がずっと議論しよったら今度入学してくる子も、今の、老朽化した校舎の中で過ごして、中学校に上がっていくというような状況をずっと続いていくわけですよ。

ここはちょっともう、どこかで判断と教育委員会の権限も、しっかり据えて町長は、少し頑固なところは良いところと悪いところがありますけど、しっかりそこは考えてね、もう早く結論を出してくださいよ。

どっちも困っていると思うんです。教育委員会も困っている、自分たちは法的に問題ないように、しっかりと、やってきている。

あり方検討委員会、これは点数がついていますけれども、ただ選ばれた教育委員の皆さんが全員全会一致でここが良いと。こういう環境で、こういう建物にしてとかいう。そこまで考えてって決めたわけなんで、そこは尊重するところは尊重してやるべきです。

もう、多分繰り返しなんで、これでもう答弁はいりませんが、そこをしっかりと考えてやってください。

以上で終わります。

○議長（星 正彦 君）

以上で、宇田川 亮 議員の質問を終わります。

これで全ての一般質問が終わりました。

この際、休会についてお諮りします。

明日、7日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、明日7日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

これで散会します。

散会 午後 3時17分

令和5年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第3号）						
令和5年3月8日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	令和5年3月8日 午後1時00分					星 正 彦
	閉 会 開 議					議 長
令和5年3月8日 午後3時21分						
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人	会議録署名 議員		3	田 中 二 三 輝	4	宇 田 川 亮

職 務	議 会 事 務 局	議 会 事 務 局 長	武 谷 朋 視	出 欠	議 会 事 務 局 次 長	広 瀬 真 一	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副 町 長	浅 野 彩	出 欠	
	教 育 長	外 園 哲 也	出 欠	会 計 課 長	田 中 靖 治	出 欠	
	総 務 課 長	高 橋 奈 美 江	出 欠	建 設 課 長	西 生 卓 矢	出 欠	
	福 祉 人 権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政 策 推 進 課 長	柴 田 隆 臣	出 欠	
	税 務 住 民 課 長	石 田 克	出 欠	地 域 振 興 課 長	立 石 一 夫	出 欠	
	農 政 環 境 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 村 俊 夫	出 欠	上 下 水 道 課 長	神 谷 徹	出 欠	
	保 険 健 康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教 育 課 長	森 永 健 一	出 欠	
議 事 日 程	別 紙 の と お り						
付 議 事 件	別 紙 の と お り						
会 議 経 過	別 紙 の と お り						

令和5年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月8日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第2号 鞍手町個人情報保護審査会条例
- 日程第2 議案第3号 鞍手町個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第3 議案第4号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第5号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第6号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第7号 鞍手町職員の降給の事由及びその手続効果に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第8号 鞍手町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第9号 鞍手町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第10号 公益的法人等への鞍手町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第11号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第12号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第13号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第14号 鞍手町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第15号 鞍手町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第16号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第17号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第18号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第19号 鞍手町水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第20号 鞍手町職員の再任用に関する条例を廃止する条例
- 日程第20 議案第21号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第21 議案第22号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第23号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第24号 令和5年度鞍手町一般会計予算
- 日程第24 議案第25号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第26号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第27号 令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第27 議案第28号 令和5年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第28 議案第29号 令和5年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第29 議案第30号 令和5年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第30 議案第31号 令和5年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第31 議案第32号 令和5年度鞍手町下水道事業会計予算
- 日程第32 議案第33号 民事調停の申立て

令和5年3月8日（第3日）

開議 午後 1時00分

○議長（星 正彦 君）

これから、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程は、お手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第1 議案第2号 鞍手町個人情報保護審査会条例を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっています議案第2号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第3号 鞍手町個人情報の保護に関する法律施行条例を議題とします。

質疑ありませんか。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

3号議案ですけれども、第11条（2）利用停止決定等をする期限（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）とありますが、匿名加工情報とはどういうものでしょうか。具体的な内容を知りたいです。匿名加工というのはどういうことをするのか。情報に対して。その具体的な内容をお尋ねします。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

お答えいたします。匿名加工情報というものは、もともとある情報を一部修正するものになります。以上です。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

どのように修正するのでしょうか。修正の内容です。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

開示する際に、その情報が見えないように黒く塗り潰したり、そういうふうな加工をすることを想定しております。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

これは、いろんな個人情報を誰の情報か分かりにくいように加工してこれを出す、そういうことのような感じがします。だから個人情報保護の観点からいうと、いかに分かりにくいようにしようとも、個人情報であることには間違いがないのではないのでしょうか。そういうことを、ここではするかしないかというようなことも、別に審議された形跡がないように思いますけれども、そういうことをして個人情報を出すということに私は疑念を持っておりますが、どういうお考えでしょうか。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

今回の加工につきましては、個人情報が特定されないように加工するものになります。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

特定されないと言っても元々個人情報ですから。それをこういうふうに手数料とか、お金を3,

950円出せばとか書いてありますが、そういうことをすることに対しての論議を行ったのでしょうか。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

お答えいたします。今回の条例制定につきましては、情報公開個人情報保護審査会のほうに、この条例案を審議していただくというふうな形をとっております。また、検察庁のほうにも照会をかけましたし、パブリックコメントのほうも実施しております、中身については詳細に議論をしております。

以上です。

○議長（星 正彦 君）

他に、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっています議案第3号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第4号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

今回、何点か改正がされていますけれども、一つは鞍手町公共施設等利活用検討委員会というのを新たに作るということで、この範囲についてどこまでのことを言っているのか教えてください。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

お答えいたします。今回の設置する検討委員会におきましては、鞍手町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画において、売却、賃貸、除去、転用などの検討方針が示された公共施設等のうち、具体的な利活用計画が定められないものにつきまして、この検討委員会で調査検討を行うこととしております。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

今、小学校の統廃合というふうにも言われていますけれども、例えば現在はまだ実際にあるわけですが、例えば統廃合になった後にもう使われなくなるような小学校等、こういうものもだんだんそういった時点で、もう範囲に含まれていくということではないでしょうか。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

お答えいたします。小学校跡地等の利活用につきましても、具体的な利活用計画が定まらない場合は、必要に応じて、当該委員会で検討することを想定しております。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

また委員会のほうで聞きたいと思いますが、もう一つ鞍手町公共下水道事業計画検討委員会。これの中身についてまず教えてください。

○上下水道課長（神谷 徹 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

上下水道課長。

○上下水道課長（神谷 徹 君）

お答えします。今回、検討委員会を立ち上げるきっかけとなりましたのは、令和6年度に福岡県の方が汚水処理構想の見直しというものを県内一斉で行います。それに合わせまして、

令和5年度に鞍手町の汚水処理構造の見直しを行うために、この検討委員会を立ち上げるものでございます。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

そうすると、今の下水道をずっと整備してきましたけれども、それも今後どうするのか。

今、計画どおりには行ってないわけですがけれども、その見直しも含めて今からやるということでしょうか。

○上下水道課長（神谷 徹 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

上下水道課長。

○上下水道課長（神谷 徹 君）

鞍手町のほうが平成7年に今の計画を立てております。その後、人口減少等々で、いろいろ状況が変わってきておまして、今、町内全域を下水道という規約になっておりますけども、その辺を今回検討委員会を立ち上げ検討することで、下水道でいくのかそれ以外の浄化槽とかでいくのか、そういったところで検討しながら、最終的には町内全域を水洗化率100%にという検討をしていこうと考えております。

以上です。

○議長（星 正彦 君）

他に、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっています議案第4号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第5号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっています議案第5号は、総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第6号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっています議案第6号は、総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第7号 鞍手町職員の降給の事由及びその手続効果に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっています議案第7号は、総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第8号 鞍手町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっています議案第8号は、総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第9号 鞍手町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を

議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっています議案第9号は、総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第10号 公益的法人等への鞍手町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっています議案第10号は、総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第11号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっています議案第11号は、総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第12号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第12号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第12号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第13号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

○議員(11番 西藤 典子 君)

議長。

○議長(星 正彦 君)

西藤議員。

○議員(11番 西藤 典子 君)

この中で、出産育児一時金のことが出ておりますが、改正後はですね、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万8,000円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行例第36条の規定を勘案し、必要があると認めたときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとすると書いてありますね。50万と書いていたんですけど、48万8,000円で、町長が必要と認めたときには3万を加算すると書いてあります。町長が必要と認めたときってというのは、どんな場合なんでしょうか。お尋ねいたします。

○保険健康課長(梶栗 恭輔 君)

議長。

○議長(星 正彦 君)

保険健康課長。

○保険健康課長(梶栗 恭輔 君)

はい。

お答えいたします。

この分につきましては、鞍手町国民健康保険規則の第2条のほうで、出産育児一時金の加算という項目を規則で定めております。その中で産科医療制度という形で現在この保険のようなものでございますが、その分の掛金が1万2,000円というふうに今なっております。この1万2,000円と今回改正します48万8,000円、合わせて国のほうが言っております出産育児一時金50万円に引上げという形になります。ですから、被保険者の方には50万円支払うという形になります。

以上です。

○議長(星 正彦 君)

他に、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第13号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第13号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第14号 鞍手町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

○議員(11番 西藤 典子 君)

議長。

○議長(星 正彦 君)

西藤議員。

○議員(11番 西藤 典子 君)

この条例は、令和5年10月1日から施行しと書いてありますね。なぜ4月1日からではないのかお尋ねいたします。

○保険健康課長(梶栗 恭輔 君)

議長。

○議長(星 正彦 君)

保険健康課長。

○保険健康課長(梶栗 恭輔 君)

お答えいたします。施行日につきましては、10月1日ということで、今回この条例案を可決していただきましたら、今後のスケジュールといたしまして、システムの改修に3ヵ月程度。それから18歳年度末対象世帯への周知等も含めまして、半年程度の期間を要すると考えまして、10月1日の施行というふうに上げさせていただいております。

以上です。

○議員(11番 西藤 典子 君)

議長。

○議長(星 正彦 君)

西藤議員。

○議員(11番 西藤 典子 君)

そういうことであればあれなんです、私はあるお母さんから子供が高校になるんだけど医療費が高くなって困るって言われていました。どうも鞍手町は高校の無料化にも動いてるみたいって言うのであーって喜んでいました。だからかなりの人が、そういう情報を聞いた人は、4月1日からなるなと思って。普通4月1日からを期待すると思うんです。そこら辺がちよっと気になりましたから聞きましたけど。なるべく早く待ってらっしゃる方も多と思いますので要望したいと思います。

○議長(星 正彦 君)

西藤議員に申し上げます。

議案質疑ですから、意見要望というのは、よろしくをお願いします。

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第14号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第14号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第15号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第15号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第15号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第16号 鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第16号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第16号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第17号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第17号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第17号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第18号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第18号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第18号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第19号 鞍手町水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第19号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第19号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第20号 鞍手町職員の再任用に関する条例を廃止する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第20号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第20号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第20 議案第21号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算第8号を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。補正予算に関する説明書の22頁をお開きください。

2款 総務費及び3款 民生費について、22頁から31頁まで質疑ありませんか。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

27頁の介護保険事業費というところがありますが、負担金補助及び交付金、これが4,235万円減額になっております。この内容なんですけれど、これは引下げられたからじゃないかと思うんです。介護保険料が引下げられた結果だと思いますが、この結果対象者1人当たりいくらぐらいの引下げになったのかお尋ねいたします。

○福祉人権課長（芝野 英和 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和 君）

今、ご質問がありました4,235万7千円の減額につきましては、福岡県介護保険広域連合の前年度決算の確定によりまして、その余剰金が発生したために、町からの負担金、これが減額になったものでございます。したがって各個人に対する介護保険料、これがいくらか下がるっていう性質のものではございません。

以上です。

○議長（星 正彦 君）

他に質疑ありませんか。

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

23頁、提案説明でもありましたけれども、2名の依願退職者が出ているということで、退職手当が1,500万ほど追加になっていますけれども、できる範囲どういう方が言える範囲で結構ですが、そして何か理由があるのかどうか、分かれば教えてください。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

お答えいたします。今回の職員退職手当につきましては、2名の職員から退職の申出がっております。理由につきましては、いずれにしても一身上の都合ということで、個人情報にもなるかと思しますので、どういうふうな職種の職員がっているのは控えさせて

いただきたいと思います。以上です。

○議長（星 正彦 君）

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

4款 衛生費から10款 教育費について、32頁から39頁まで質疑ありませんか。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

38、39頁。公民館大規模改修事業費で、設計測量委託料が庁舎の工事等の遅れで減額というふうに示されていますけども、これ中央公民館の大規模改修が終わったわけではなくて、庁舎の関係の工事等の兼ね合いで遅れていると思うんですけど、今後どのような計画を今お持ちなのか、ちょっと教えてください。

○教育課長（森永 健一 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育課長。

○教育課長（森永 健一 君）

お答えいたします。言われたとおり、庁舎の建設の関係で1年遅れて、この分というのは設計料を次年度のほうに持ち越しっていうことになっております。令和5年度に設計で、工事の一部、令和6年度に工事の方完了するような形で考えております。

以上です。

○議長（星 正彦 君）

他に質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

12頁をお開きください。歳入は一括して質疑をお受けします。

12頁から21頁まで質疑ありませんか。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

17頁の児童福祉費補助金のところで、子供医療費補助金が622万円減額になっておりますが、これはいわゆるペナルティに当たるんですか。昔、ペナルティって事があった

からちょっとお尋ねしたいと思いました。

○保険健康課長（梶栗 恭輔 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

保険健康課長。

○保険健康課長（梶栗 恭輔 君）

お答えいたします。これは今議員がおっしゃいますペナルティではございません。当初予算でこの年間の子供医療費の支給額を見込んでおりましたけれども、この分の医療費が見込みよりもそこまでかからなかったというところで、福岡県のほうに変更申請をいたしまして、今回622万3千円ほどの減額というふうになっております。

以上です。

○議長（星 正彦 君）

他に質疑ありませんか。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

この予算書の中に、庁舎建設費で関わるものがいろいろ出てくるわけですが、庁舎建設だけでなく、全体の工事費が63億円というふうになってきたわけですが、この補正なり当初予算なり、また9月なんか決算が出ますけれども、その都度庁舎建設にどれだけかかったのか、そしてスケジュール的にはどういうふうになっているのかというのを、ぜひお示しいただきたいというふうに思うわけですよ。そうしないと、どうなっているのかがちょっと見えにくい。それだけの単独の特別予算にはなっていませんので、それをぜひしていただきたいというふうに考えますけれども、それについてお答えください。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

お答えいたします。今、議員のほうから要望がありました件につきましては、精査をして報告をさせていただければと思っております。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

簡単な質問ですみませんが言葉の意味分からないので。19頁の社会福祉費委託金というのがありまして、遺家族援護事務委託金という、遺家族っていうのはどういうことなんでしょう。お尋ねいたします。分かりませんので。

○議長（星 正彦 君）

答弁を整理するので、しばらく休憩します。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時38分

○議長（星 正彦 君）

会議を再開します。

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和 君）

はい、お答えいたします。遺家族につきましては、さきの大戦での戦没者の方々の遺族、家族という意味合いでございまして、それらの方、弔慰金というお金を交付されている方がいらっしゃいます。その弔慰金を交付するための事務費をいただいておりますが、事務費が今回追加になったということでございます。

以上です。

○議長（星 正彦 君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第21号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第21号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第21 議案第22号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第22号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第22号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第22 議案第23号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第23号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第23号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第23 議案第24号 令和5年度鞍手町一般会計予算を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。予算に関する説明書の64頁をお開きください。

1款 議会費及び2款 総務費について64頁から127頁まで質疑ありませんか。

○議員(1番 添田 政勝 君)

議長。

○議長(星 正彦 君)

添田議員。

○議員(1番 添田 政勝 君)

89頁。地域おこし協力隊ですけど、4年度の当初予算で修正動議によって修正された地域おこし協力隊がまた要求されていますが、今回の目的を教えてください。

○政策推進課長(柴田 隆臣 君)

議長。

○議長(星 正彦 君)

政策推進課長。

○政策推進課長(柴田 隆臣 君)

お答えをいたします。今回の目的につきましては、中身は異なりますが、情報発信を中心に令和5年度は取り組んでいきたいとそうように考えております。

以上です。

○議員(1番 添田 政勝 君)

議長。

○議長(星 正彦 君)

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝 君）

おかしいでしょ。おかしいですね。今回の目的が、昨年の修正動議で修正されたものと同じなのは問題じゃない。議会軽視でしょ。この事業は町長の公約がありますけど、情報発信の内容が前回と違うということをお願いしますけども、今回の情報発信の具体的な内容と前回との違い、これ町長お答えください。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

今回の具体的な内容といたしましては、町の情報としてイベントや催し、地域産業の紹介など、町を形成する人や産業の活動や活力を柱としながら、特産品、自然、歴史や文化、定住支援など、町の特色をプラスして、テーマごとに動画や写真、コメントなどを交えた町の魅力を発信、SNS等で行っていきたいと考えております。また、町制70周年の催しなども控えており、記念誌の素材集めや発行に係る補助員としての役割も担っていただきたいと考えております。そのようなことから、本庁と地域住民協力隊が、一体となって地域外の方に鞍手町を知ってもらうための活動を活発化させていかなければならないと考えております。

協力隊においては、活動で得たものを自身のビジネスに繋げていただくとともに、本町に生活の拠点を置き、その活動が広く拡散され、今後さらに都市部から若者が本町にやってくるという、好循環の一翼を担っていただきたいと考えております。

○議員（1番 添田 政勝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝 君）

だから前回の内容を細かく説明しただけでしょう。職員のスキルアップで対応できるんじゃないですか。何でそんな協力隊にこだわるのかちょっとわからないですけど、議会軽視もいいところです。この財源は特別交付税だから、協力隊の経費がどのくらい含まれているか中身を見てこないんです。そんな内容じゃ到底賛同できません。これは。それよりも職員のスキルアップが優先でしょう。成果の不明瞭な協力隊に費やす余裕はないはずなんです。だから取組の優先順位、高さをちょっと説明してください。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

鞍手町にとりましては、人口減少というのが最大の課題であります。これをどう解決するかということから、移住定住にどう結びつけていくかっていうことが、この地域おこし協力隊の1番大きな目的でもあります。鞍手町の事業で馴染んでいただき、そして鞍手町を知っていただき、そして今回募集します地域おこし協力隊については、鞍手町の情報発信をしていただくとともに、さらに都市部からの移住定住に結びつくような先駆けになっていただきたいということから、この地域おこし協力隊の事業に取り組みたいと考えております。

○議長（星 正彦 君）

他に質疑ありませんか。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

同じ項目、私の方もちょっと質疑用意していましたが、今のお2人の質疑答弁等をお伺いしていて、確かに町長のおっしゃることもよく分かるんですけど、どのようなスキルの方が協力隊として来るかっていうのは、どういうふうに想定しているんですか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

先ほども言いましたように、情報発信を中心とした活動をお願いしたいというふうに思っておりますので、先ほどの答弁の繰り返しにはなりますけども、動画や写真、コメントなどを交えたSNSを中心として発信をしていただくとともに、地域の中に交わっていただいて、地域の方との交流も、もちろん盛んにしていただくと。そういったことから先ほども言いましたように、鞍手町のことを町外の方に知っていただくための先駆けとして活動していただきたいというふうに考えておりますので、そういったものをスキルとしてお持ちの方というふうに考えております。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

地域おこし協力隊じゃなくても、本町での企業の中で、そういったものを事業としてやられていらっしゃる方っていうのがおられると思うんですけど、その辺はどのように調査しま

したか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

地域おこし協力隊の1番の目的は、都市部の方をどう鞍手町のほうに、移住に結びつけるかっていうのが1番大きな目的でもあります。鞍手町の人口減少を少しでも緩やかにし、都市部の方から鞍手町に移住していただく、そういったことが地域おこし協力隊の主な目的の1つになっております。と同時に、鞍手町の活性化に結びつくように、そしてまた町外からの移住によって、そこに新しい活力を結びつけていただけるような活動に、こちらとしてはお願いしたいというふうに考えておりますので、町外から移住していただくというのが、1番の目的ということにはなります。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

地域おこし協力隊の方が他自治体、町長のおっしゃる都市部の方からの移住っていうのもよく分かるんですけど、その程度の発信、今おっしゃってるような内容の発信能力を持っている企業さんというのは町内にもいらっしゃると思いますし、どういったスキルの方が、本当にそういったスキルの方がお見えになるかということに関しては甚だ疑問があるし。都市部からの、わざわざこの移住ということに関しては、かなりのリスクを背負った形で来なきゃいけない。そういったことから、前回も同じようなことを申し上げましたけども、職員のまずスキルアップ、それと町内業者の方でもかなりの発信力を持っていらっしゃる方、大勢いらっしゃいますので、まずそういったことを詳細に調査して、なおかつその中でこういったものを利用したいということであれば、理解もできるんですけど、今の状態では前回の説明にちょっと枝葉をつけたような説明としか受け取れませんので、賛同できかねるというふうに思います。町長。そういったまず企業さんが、かなり若い企業がおって、かなりそういった発信力を持っていらっしゃる企業は、鞍手町内にもたくさんいらっしゃいますので、そういった方々との業務提携したほうが早いんじゃないですか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

どうも地域おこし協力隊ということをご理解いただけてないのかなというふうに思います。

これは総務省の肝煎りの事業で、今後8千人から1万人の方を都市部から地方のほうに移住していただくということで、特別交付税で約480万円というものをつけておりますし、アドバイザーというようなものも総務省としては今後、派遣するということになっております。全国的には約6千名の方が地域おこし協力隊として現在働いているということでもありますし、実際に今までの中で地域おこし協力隊で移住したところで、約53%の方が引き続き3年以上もそこに移住しているというような結果も出ております。したがって町内の中で、そういったスキルの方を活躍していただいたり、スキルアップをしていただいたりというのは当然のことながら今後も働きかけしていくことと思いますが、それとは別に町外の方にごう鞍手町に住んでいただくか、移住していただくかというのが地域おこし協力隊の主な目的でもありますし、町外からの要するに風を吹き込み、活力をつけるための取組でもあります。

そういったことから、地域おこし協力隊というのは、町外から、できれば都市部から来ていただくというのが総務省の考えですが、いずれにしても町外から来ていただくというのが地域おこし協力隊の主な目的の1つでもあります。と同時に繰り返しになりますが、そういった活動を通して、先鞭となって鞍手町により多くの方たちに移住定住をしていただくというごことの先駆けになっていただくための地域おこし協力隊ですので、その辺ももう少しご理解いただいた上でお願いしたいと思います。

○議長（星 正彦 君）

他に質疑ありませんか。

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

81頁の委託料に調査料っていうのがありますが、1,200万円。調査業務委託料ですか。これはどこをどのような調査をするのか、その内容を教えてください。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江 君）

お答えいたします。今回の調査業務委託料は、旧鞍手北中学校の坑道調査に係る委託料になります。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

鞍手北中学校の調査とおっしゃいましたが、鞍手町立中学校跡地等利用検討委員という検討委員会があったと思うんですが、ここからそういったものの調査等の必要性といったような答申か何かあつての調査ですか。

その調査の目的を教えてください。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

鞍手北中学校跡地につきましては、議員ご承知のように学校法人折尾愛真学園、平成27年4月1日より、運動場、テニスコート、旧分校の運動場の3箇所について、賃貸料を年額120万円で普通財産賃貸契約を締結しております。

今回令和5年3月31日で契約が満了するため新たに契約を締結する予定ですが、以前鞍手北中学校を管理しておりました教育委員会より、旧北中学校跡地には炭鉱の坑道が4本通っており危険ではないかとの指摘がありました。実際坑道の入り口と思われる穴が空いており、過去にも先生が穴に落ちたこともあるというような情報もありましたので、鞍手町としては新たに賃貸契約を締結するためには、安全な場所かどうか確認する必要があるとの考えから、今回坑道を調査する予算を計上しております。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

そうしますと、先日の一般質問等で行われた統合小学校を持っていきたいから調査するのではなくて、折尾愛真との契約による調査ということの理解でいいんですか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

当然ながら危険であるというようなご指摘がありましたので、それを放置してお貸しできるということにはなりませんので、当然鞍手町としての管理責任がありますので、今議員がご指摘のとおり、契約を締結する際には安全なものかどうかを確認する必要があるということからです。

○議員（6番 篠原 哲哉 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

篠原議員。

○議員（6番 篠原 哲哉 君）

先ほど田中議員が言われましたように、先日の一般質問の中で町長は北中学校に小学校を持っていきたいと。町長は北中学校に統合小学校を持っていきたいという答弁だったと思います。それを今調査するのに、建前として折尾愛真学園に貸すから調査しているんだと。小学校を持っていくために調査するんじゃないでしょうか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

先ほども言いましたように、今度新たに提供する際にはやはりそういう危険ではないかというような情報があり、実際に穴に落ちたこともあるというようなことがありましたら、当然ながらそこを管理する者として、そこが安全なものかどうかというのは確認する必要があります。それを確認した上でないと、もしもそこで事故が起こったときに、当然その執行権者である者が責任を負うことにもなりますので、それは安全であるかどうかを確認するという事は当然必要なことだろうと。要するに年額120万円の賃料もいただいているわけですから、それ分かった上で放置して、調査もしないで万一事故が起こった場合、当然ながらこれ町としては、責任を問われることになるというふうに思っています。

○議員（6番 篠原 哲哉 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

篠原議員。

○議員（6番 篠原 哲哉 君）

今建前を言っているんじゃないかと思うんですけど、実際に町長は北中学校に統合小学校を持っていきたいという一般質問の内容でしたけど、その建前として折尾愛真に貸すから調査するという事を前提において、小学校を持っていくための調査じゃないですか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

篠原議員のお考えでしょうけど、建前だとか本音とかありませんので、実際に締結する際に、賃貸契約を結ぶ際には、もう以前管理をしておりました教育委員会からそういうご指摘がありましたので、それが分かった上で賃貸料をいただいております、実際に本当に事故

が起こったときにどう責任をとるのか。責任をとるのは当然ながら首長ということになりますので、私が責任取らざるを得ないわけです。実際にそういう責任を取るような立場にある者としては、安全かどうかを確認するというのは、これ当たり前の話だと思います。

○議長（星 正彦 君）

他に質疑ありませんか。

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁 君）

今のところなんですけど、町長は修繕って言っていますが、それは分からなくもないんですけど、調査して調査結果によって多額の修理費っていうか、修繕費みたいなのが掛かるってなったときには、その辺も考えての今発言されているんですか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

まだ調査をしていませんので、調査の結果を見て判断したいと思います。

○議員（8番 有働 徳仁 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁 君）

調査の結果が、もう多額の修繕費が掛かるってなったときはどうお考えなんですか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

仮のことについてはお答えできません。

○議員（8番 有働 徳仁 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁 君）

その辺も先のことをある程度見据えて、金額は分からないかもしれませんが、多額の金額が出たときに、さっき町長は自分の責任になるからと、それは分かるんですけど、そこも踏まえて、責任取りに行くんであれば、そこら辺もちゃんと踏まえて考えておかないといけ

ないんじゃないですか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

多額の金額がかかって、そこが安全なものにならないということであれば、先ほどの公共施設等の検討委員会の中でも、場所についてはどうするかっていうことにもなりますし、安全なものにならないなら、今後はそういったことはお貸しできないということにもなるでしょう。実際に、どれぐらいの費用が掛かるかどうかっていうのは、当然ながら調査をしてみないと分かりませんので、今後について調査結果を見て考えていきたい。検討していきたいと思います。

○議員（9番 栗田 美和 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

栗田議員。

○議員（9番 栗田 美和 君）

私も一般質問で町長にはしたんですけど、その内容。

今の流れから言うと、町長は北中跡に小学校を持っていきたいという本音のところは、どうとは言われませんが大体雰囲気的にそこのとこ分かるんですよ。だから今の調査のやりとり、1, 200万円の。調査費用が掛かって、今後費用が高くなった時どうするかっていうことも、そこではっきり町長もう言ったらどうなんですか。両方とも兼ねてしているのだということ。折尾愛真に貸すに当たっても当然しないといけないこと。そこが問題なければ、あえて北中学校跡に自分としてはまちづくりのために、こういうことで併せて調査をしたいんだっていうことを言わないと、この話はなかなか前に進まないっていうより、私も言いましたけど、教育委員会なり在り方検討委員会、執行権である町長がピシッとそこのところ、本音のところでこうしたいんだと言うためには、両方併せたところでこれやっているんだということを書いてほしいんですよ。言わないとこれ進まないですよ。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

今回の調査費につきましては、令和5年の4月1日に締結する予定であります。非常に期間が迫った中での話でありますので、一義的には、折尾愛真学園と締結する際には、もう何度も繰り返しになりますが、危険があるというようなことが、こちらのほうに知ることにな

りましたので、調査をするということと、同時に先ほどありましたように、公共施設の今後の利活用について、検討委員会を立ち上げて検討するようになります。

今ある余剰の公共施設、そしてまた先ほども質問ありましたように、小学校を統合した際の各小学校、廃校になった小学校についてももちろんですし、当然ながら今北中学校跡地についても公共施設として、どうこれから利活用していくかということにもつながってきます。

そういったことで、一義的には折尾愛真学園との締結の際に、安全なものかどうかを確認すると同時に、今後公共施設として利用する際にも、それがどういう坑道があってどういう状況になっているかっていうのを調査する必要があるということで、今栗田議員が言われましたように両面からも、この調査は必要だというふうに思います。

○議員（４番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮 君）

これ調査業務委託料が１，２００万円ですよね。折尾愛真さんに貸出して年間１２０万円とすれば、貸出料１０年分に当たるわけで。調査だけで。そしたらそこを比較したら、もう一旦止めたらいいいんじゃないか。調査もしないで、貸し出すのはやめたほうがいいんじゃないかという考えも出てくるんじゃないかというふうに思うわけですけども。しかも調査して、結局やっぱり危ないから貸し出しはできませんよとなったら、工事してまでまた貸し出すようにするという考えなのか。それとも危険だと分かったら、１，２００万円かけて危険だと分かったらそれからもう貸し出ししませんよという形にするのか。今の時点で１，２００万円かけて、年間１２０万円１０年分の貸出料を、わざわざそのためにもらうとかいうことになるのかなっていうふうに思いますけど、その点についてはどういうふうに考えてありますか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

先ほども言いましたように、折尾愛真学園さんとは平成２７年から締結をして、賃貸契約を結んでおまして、その間約９年間で、１，０００万円近くの賃貸料をいただいております。そういったものもありますので、１，２００万円をかけて調査をすることもできるのかなというふうにも思いますし、先ほども言いましたように、今後公共施設でもありますし、ここはかなり広いスペースもあります。これを今までは、検討委員会ありましたけど実質的には全く検討することもできずに、そのまま折尾愛真さんに貸しておりました。しかしながらこれをやっぱり利活用するというのも、非常に必要なことでもありますし、実際に坑道

があるということを指摘されましたので、それを調査することで、ここはこういうような状況ですけどということで、工事をするしないはそれを鞍手町がするのか、そこを要するに用地を取得したいというところがするのか。これはそれこそ今後そういうところがあれば、またそういう話にはなるでしょうけども、いずれにしても現状がどういうふうな状況になっているかっていうのは把握する必要があるというふうに思います。

○議員（４番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮 君）

今まで120万円ずつ9年間納めてもらったから、それを使っていうのも、それもなんかちょっとおかしい話じゃないかと思いますけど。折尾愛真さんとは年間契約、1年ごとの契約なのか。そして、坑道があるっていうあそこ掲揚台の横のところが一気に陥没したんですよね。もうその時点で分かったというか。私たちもその当時通っていたときからあんな所に穴ぼこがあったんだろうかと。今考えたらぞっとしますけども。あれ分かったのはいつですか。もう大分なるんじゃないですか。その点ちょっと教えてください。

○議長（星 正彦 君）

答弁整理のため、休憩します。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時20分

○議長（星 正彦 君）

会議を再開します。

休憩前の宇田川議員の質問ですが、もう一度お願いしていいですか。

○議員（４番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（４番 宇田川 亮 君）

2つぐらい言ったと思います。1つは忘れましたが。あそこの掲揚台の横が陥没したじゃないですか。その時期はいつかっていうことなんです。今まで、その坑道があったというのは、どこかで分かっていたかもしれませんが、私たちも知りませんでした。いや、穴がほげて、簡易的な工事をやったということなんですけれども、私が思うには、その時点で調査するべきだったんじゃないだろうかとというふうに思うわけですよ。そうしないと、安全どうのこうのを確認して、町の責任になるから貸せませんよっていうのは、その時にそういうふうに思って調査費をつけるとかいうことを考えるべきだったんじゃないだろうかと。

陥没したのはいつなのかをまず教えていただきたい。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

平成30年5月10日に陥没した写真を撮っております。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

いや、ですからちょっと質問3回しかできませんので。だから陥没したからそのときにすべきだったんじゃないか。予算をつけるべきだったんじゃないだろうかというふうに思うわけですよ。で、今後1,200万円かけて調査をやって、やっぱり危険だとなったら、もうその時点で貸出しできないわけでしょ。どうするんですか。そして、貸出しするために、工事をやるという考えになるのかどうか。今でもちょっと危険だつていうことと言えば。体育館ですよ。体育館耐震化してないですよ。北中の。だからあそこは貸せませんと言いながら、鍵渡して中でいろんなことされてますよ。だからそういう管理監督の面も含めて、安心にっていうんだつたら、そのときにすべきだったんだろうと思うし、今回1,200万円かけてやる必要が今の時点であるのかなというふうに疑問に思います。

もう一度お願いします。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

平成30年の5月1日時点で分かったつていうことなんですけど、当時私は町長をしておりませんでしたので、町長になって以降ということになります。私は30年の9月に当選をさせていただいてますので、その写真を撮った時点では私は町長をしておりませんでした。しかしながら、分かった時点ですぐ調査すべきということで、今のご質問だと思えますけども、実際に写真を私も見ることもありましたが、その写真を見てやっぱりここ全部のグラウンドが危ないとか危険があるとかつていうような当時は認識がありませんでした。というのも、皆さんもよく言われていますけど、実際にあそこに坑道があるということも私はもう当然ながら知る由もありませんでしたし、私の子供たちも普通に北中学校に通っておりますし。その当時のことも考えれば、グラウンドが危ないとか、まさか4本も坑道が通つているとか、そういうことは全く認識としてはありませんでした。実際に、多くの方も本当にそ

ういう坑道は通っていたのかということではびっくりされいてる方もありました。しかしながら、もう何度も繰り返しのようになりますけど、もう今回教育委員の方からはっきりと危ないのではないかという指摘がありましたので、その指摘があつて、それを放置していいのかなど。

そしてまたそれで年額120万円の賃料を取っていいのかなというふうにも思います。実際に、やはりもうこの時点ではっきりと危険が及ぶかもしれないというふうな情報を察知した中で、尚且つそういった賃貸契約が本当に結べて、もしものことがあったときに、鞍手町にその責任が及ばないというふうにするのかどうかだと思います。もうこれからそれこそ、そういうはっきりとした指摘があったからには、やはりそこは安全かどうかを調査する必要があるんじゃないかなというふうに思います。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

4回目になりますので、最後にしたいと思いますが、それは分かった時点で調査すべきだったということもありますけども、最近になって教育委員会のほうがあそこ坑道が4本通っていて危ないんじゃないかと言われました。そしたらその時点で契約解除するべきじゃないですか。折尾愛真さんと。今のままではちょっと調査するまでは貸出しできませんと。町が責任取らないといけませんからってということになると思うんですよ。契約期間が終了するまでそれを待ってって、それで今何かあったら、もうそれこそ分かっているのに貸出して、それこそ責任が問われるんじゃないだろうかというふうにするわけですけども。そして、解除した上で調査するのかどうか。今まで9年間120万円もらってきたからやりますよって、それもちょっとおかしい話だと思うんで。今まで固定資産税分ぐらいやっぱりいただかないといけないということでもありましたし、それを工事費に充てたとして、何にもメリットがないわけです。今後。そこをどういうふうにしてあるのか。今の時点で契約解除すべきじゃないですか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

そのことも、私自身は考えたことがありました実際は。ただ、折尾愛真さんが当時、知ったのが12月になりますけど、大会があつたりだとかいろいろと、そういうこともあつて、大丈夫かな、どうかなというのはありましたけど、契約が今度3月31日で満了になりますから。それは本当に迷ったところでもあります。だけど、今度新たに契約を結ぶことになりますので、新たに結ぶときには、はっきりと、もう何度も言いますように、そういうふう

指摘を受けた中で本当に契約を結ぶのはどうなのかと。やはりきちんと調査をする必要があるだろうというふうに思います。これ以上同じ答弁になって、繰り返しになって申し訳ないんですけども、私自身は、やはり折尾愛真さんとの関係もありますから、それはもうお貸ししたいというのはあるんですけど、本当にその安全も確保しているかどうか分からない、危険があるというふうな指摘も受けて、1,200万円をかけても何にもならないじゃないかというご指摘もありましたけど、今後そこを、今度検討委員会を立ち上げる際に、実際にそこを活用するのか売却するのか、その際にはどういうふうな状況になっていて、先ほどの質問もありましたけど、多額の費用が掛かるのか掛からないのか、そういったことも含めて、それは町でするほうが有利なのか、またはそこを用地を取得したいというようなところがあったときに、そこがしてもらうほうが有利なのか、それとはまた別に、町としてそこを活用したほうがいいのか、いろいろな検討をする余地があるだろうというふうに思っています。

いずれにしても、どういう状況になっているか分からないというのが、私としては1番今後進んでいく上で、町としては今折尾愛真と契約を結ぶかどうかというような状況になっていますので、きちんとしたものをやっぱり調査をして、結果を出すべきだろうというふうに思います。

○議員（5番 新谷 留晴 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

新谷議員。

○議員（5番 新谷 留晴 君）

長くなって同じような質問で申し訳ないんですけども、この間の一般質問の中で、教育長と町長のやりとりをお聞きしました。教育委員会のほうから提出された書類を町長は拒否された。そのときに、その時点では先ほどの説明からありますように、坑道のあることは分かっていた。その時点で分かっていたはずですよ。それにもかかわらず、受け取らなかった。まずそれが1点。

それから、今坑道があって、折尾愛真さんのほうに貸出ししています。それは折尾愛真さんのほうは了解されて、今でも賃貸されているのか。それと先ほど町長が言われるように、安全は町が保証しなくちゃいけない。全然つじつまが合わないんですよ。先ほど聞けば平成30年、平成30年からもう5年以上経っています。その間、よしんば何かあったときには、当然町は負うべき。それで結果が分かっても今も賃貸しているわけです。

その辺はちょっと、先ほどから皆さんのご意見いろいろ聞いていて、ちょっと私なりに納得いかないというか理解できないんですね。だから、この1,200万円かけることが妥当かどうかという前の問題、私の考えは、それ以前の問題で。ただ小学校の統合問題でこれが浮上したわけですよ。原因はもう5年前に分かっていて、何でこの間放置していたのか。まずそれ1番分からない部分ですよ。それで尚且つ今度またそこに統合しようとする。ちょっとその辺が、理解に苦しむとこですよ。だから、折尾愛真さんと契約再度したいから工事

をするのか。

どっちが目的かよく分からないですね。折尾愛真さんとの契約、安全を保障するために、この1,200万円をかけて調査するのか。おそらく平成30年のときに、坑道があるとは、多分あの陥没のしかたは誰でも坑道と、坑道が陥没したって分かるはずなんですよ。専門家は。それをあえてしなかった事自体が1番疑問です。何で今回、教育委員会から出るまで分からなかったのか。その辺が。いろいろ町長の意見も確かに聞きましたけど、どうもその辺がどうしても統合に結びついてしまうものですから、それをもう一度お願いします。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

平成30年5月に写真を撮って、私もそれを見ました。その写真は坑道の入り口が見えている写真です。坑道の入り口があるんだなというような認識はありましたけど、それから先がどうなっているとか、本当にすぐそれが危ないという認識は、当時私の中にはありませんでした。実際に坑道がどうなっているかというのは私自身、鞍手町で生まれ育ったわけではありませので、全くそういう認識がない中で、ただ写真を見て坑道の入り口が出てきたんだなというぐらいの認識でしかありませんでしたし、当時これで坑道が通っているから危ないってというようなことを言われたこともありませんでした。当然普通に、先ほども言いましたように、中学校として40数年も使っていたところでもありますから、私の娘も通っていたところでもあるので、そこに危険なものがあるというふうな認識はもう全く本当に、正直なところありませんでしたので、契約の中にもそういう坑道がある、危険物があるというようなことも契約の中には当然ながらありませんし、本当に私自身は、今回、この坑道があって、4本も通っていて危険があるんじゃないかというようなご指摘があるまでは、私の中では認識がなかったというのが正直なところ。小学校の在り方検討委員会の中でというよりも、総合教育会議の中で教育委員さんからそういうご指摘をいただいて、正直初めてそういう危険があるってことを知った次第です。それでそのときにすぐとめるべきと言えば、実際そうだったかもしれませんが。でも先ほど宇田川議員の質問にもお答えしましたように、当時私もどうしたもんかなっていうことで、迷いはしましたが、1番にサッカーグラウンドは使う時期でもありましたし、大会等があるということもありましたし、契約の任期も3月31日までということでもありましたので、そこで事故が起こったら本当はあなたの責任、町の責任というふうに言われれば、まさしくそうなんですけど、それはそれとして今回の契約を結ぶ際には、やはりそういったこともきちんと、やっぱり伝えるべきでもありますし、鞍手町としてもやっぱり管理をしている以上は、やっぱり安全かどうかを確認する必要もあるだろうというふうにも思っています。そういったことから、今回調査費用を上げております。

○議員（5番 新谷 留晴 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

新谷議員。

○議員（5番 新谷 留晴 君）

再三同じような答弁で、大体言われることはよく分かりますけれども、鞍手町はこれだけ炭鉱の町で、あらゆる所にやっぱり坑道通っているわけですよ。ましてや、町には石炭資料館というきっちりした資料があるわけですよ。多分その時点では、そこまで大変になるようなこととは考えてなかったとは思いますが。

最後に折尾愛真さんと現状の契約の中で、そういう坑道があってそれで安全性も保障できない状態で、契約書というのは作れるんですか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

その辺は、私今ここで認識がありませんので、なかなかそういう契約として結べるかどうかというのは、今ここではお答えできかねます。実際に例えばそういうことで、坑道があって尚且つそういう危険性が及ぶというようなことを契約の中に入れて契約を結んだとしても、これは今法律上の問題がどうのこうのっていうことじゃなくて、私の感じとしたものとしてお聞きいただきたいと思うんですけど、そういうものを契約の中に謳って結んだとしても、折尾愛真さんはそれでいいというかもしれませんし、こちらもお知らせしたということにもなると思うんですけど、契約上もそうなっているということになるかもしれませんが、実際に例えばそこで人身に関わる事故が起こったとか、そこで使用している端的に言えば子供さんということになるかもしれません。そこで、運動していたものがケガなり、ないと思いますが命を失うとかいうようなことはないと思いますが、もしもそういう事故があったときに、第三者としていやこういう契約で折尾愛真とは結んでいますよ、折尾愛真は分かっているここを使っていますよっていうことにはなるかもしれませんが、実際の当事者としてはおそらくそれはそれで承知したということにならないと思います。なぜそんな危険があるってのが分かっているながらそこを使用させたのか。またそれをどうして了承してそこを使用したのか。おそらく折尾愛真と町に対して訴訟が起こされるんじゃないかなっていう。

これは仮定でもありますし、私1人の考え方でもありますので、これがどうかっていうのは分かりません。これを答弁で言うべきかどうかっていうのも、今質問をいただいたときには迷いましたが、そういう答弁を求められているのかなというふうなことで今感じましたので、答弁としては今お答えをしているところですけど、これはもう私1人のうがった考え方で、法的にどうかっていうと全く違うっていうことを認識した上で、答弁とさせていただきます。

きたいと思います。

○議員（5番 新谷 留晴 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

新谷議員。

○議員（5番 新谷 留晴 君）

最後に確認ですけれども、現状折尾愛真さんは今の坑道の件について、全て了承されて賃貸されているんですか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

その辺の確認は私しておりませんので、私自身は承知をしておりません。

○議長（星 正彦 君）

答弁整理のため休憩します。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時50分

○議長（星 正彦 君）

会議を再開します。先ほどの新谷議員の質問に対して執行部、町長答弁いいですか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

折尾愛真が坑道があるということを知っていたかどうかというようなご質問だったと思います。当然ながら先ほどからお話がありましたように、坑口の穴が空いていますので、坑口があるということは分かっていたというふうに思いますし、ただ坑道がどっち向きにどう走っているとか、何本走っているとかそういうことは全く恐らく私自身も知りませんでしたし、ほぼ誰もあまりそういうことには、詳しくはなかったというふうに思いますので、折尾愛真さんについても、どの向きにどういう坑道が走っているというのは知らなかったというふうに思いますし、また契約書の中にそういうことも一切謳っておりません。それで、今ここに契約書をずっと見てはおりますけど、そういったものについての記載はありませんので、繰り返しになりますが折尾愛真さんについては、ご存じなかったというふうに思います。

○議員（5番 新谷 留晴 君）

議長。

もう1回いいですか。

○議長（星 正彦 君）

認めます。新谷議員。

○議員（5番 新谷 留晴 君）

私は再確認の意味でお話ししたのは、この件が発覚して、折尾愛真さんが認められているのかを確認したのか。今後もこれで契約しましょうというふうになったのか。分かりませんでしたはそれはもう以前の話として、それはそれとして。

1月の時点で分かっているわけでしょう。教育委員会のほうから坑道が4箇所通っているというのは分かっている、未だに契約が破棄されずにそのまま1年契約が年度末で契約なのか年末か分かりませんが、その発覚した時点で現状の説明を折尾愛真さんにされているんですか。そこなんです。それでしていなかったで仮に事故があったときには、知りませんでしたではすまないと思います。

今いろいろ写真見させてもらいましたが4本の坑道がまともに通っていて現状。非常に危険性を感じますね。3m50cmかける5mぐらいの大きな坑道が4本通っているんで、ちょっとあれ見ただけでもちょっと危険な状態です。だから分かった時点で処理していないというのが1番問題だと思いますので、その辺もう一度検討していただくようお願いします。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

4本坑道が通っている写真を見たのは、これもまた最近です。それこそ坑道が通っているって、要するに危険があるっていうのを総合教育会議の第3回のときでしたから、12月の27日ぐらいの時に、教育委員さんから坑道があるじゃないかと、危険じゃないかというような話がありましたので、初めてそこで私としては坑道があるのが危険だというふうな認識になりました。もう繰り返しになりますが、それからもう仕事納めの時期でもありましたし、本当にすぐに契約をそこで停止すべきだったかどうかっていうのはあります。ただ先ほども言いましたように、ちょうど大会だとかいろいろその時期だったので、本当にどうしようかなというのはもうすぐにでも、今から思えばもう危ないから使わないでくださいというべきだったかもしれません。しかし、そこは私の責任はありますが、申し訳ないと思いましたが、使用をそのままさせてしまいました。今回3月31日で契約が満了しますから、それで4月1日からの契約をする際に、やはりどうするかっていうことになりますし、折尾愛真さんには、こうやって以前管理していた教育委員会から危険であるしどうなるか分からないというような話がありますというようなことは伝えようと思います。それで私としては調査をしたいというふうにも思いますし、その調査の期間中も、当然使用は控えていただきたいと

いうふうに思います。その際にまた、折尾愛真さんのほうとの協議にはなるとは思いますけど、折尾愛真さんのほうにご了承いただければ、その期間の契約は停止し、はっきりとこれが今後使用しても差し支えないということになれば、折尾愛真さんに使っていただきたいというふうにも思っています。それがいやもう危険で危ないと。実際にどうなるか分からないということになれば、やはりもうそこをお貸しすることはできないというふうに思います。

○議長（星 正彦 君）

他に質疑ありませんか。

○議員（1番 添田 政勝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝 君）

同じところですよ。坑道が4本ということですけども、この1, 200万円で全部調査ができるのかどうか教えてください。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

今回この4本の坑道につきまして、まず4ヶ所の表面簡易調査を行います。その後ボーリング調査を行い、坑内センサー調査を3回にわたって坑道がどうなっているかということ調査するというので概算要求金額として1, 200万円を計上させてもらっています。

○議員（1番 添田 政勝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝 君）

だからそれが足りるのか。増額の可能性が、補正が考えられるのかどうか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

これも概算でありますので、表面簡易検査が約20万円これ4ヶ所、ボーリング調査を約100万円で4ヶ所、坑内センサー調査を150万円の4ヶ所ということで、概算でありますから、これで全てが賄えるのかどうかというのは。当然ながらまた入札をすることで、範

圏内で収まるかどうかということになると思います。

○議長（星 正彦 君）

他に質疑ありませんか。

○議員（12番 的野 信之 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

的野議員。

○議員（12番 的野 信之 君）

同じところで今後のことなんですが、実際あともう20日ぐらいで契約が切れるわけです。

折尾愛真さんのほうに、ほかの代替の場所を見つけて下さいと。実際それが可能なんですか。まだ言われてはいないと先ほど言われていましたけど、9年間もお貸しして、それでもう3月31日で契約切れるから4月1日からこう言った理由で使えませんか。それでいいのかなっていうちょっと疑問がありましたので質問させていただきます。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

先ほどの答弁で修正をさせていただきたいと思いますが、9年じゃなくて8年でした。申し訳ございません。そのことについても、非常に苦慮しているところです。実際にもう調査をするのもうお貸しできないということで、はっきり言うのか。それこそ先ほどもありましたように、分かった時点でなぜ止めなかったのかというようなことにも関わってきます。それでこの議決をいただき、予算をお認めいただいた際には、折尾愛真さんと協議が必要だろうというふうに考えています。非常に今苦慮しているところです。

○議員（12番 的野 信之 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

的野議員。

○議員（12番 的野 信之 君）

これ実際この2週間で、20日間で、折尾愛真さんが新たに練習する場所を見つけるっていうのは非常に厳しいんじゃないかと思う。ましてやこれは令和5年度の予算ですよ。この予算を考えた時点で、ボーリングで調査するとか言っていましたけど、実際これを考えた時点で、折尾愛真さんのほうにはこういった調査をしますから、ちょっとボーリング工事が入りますからということをおかなくてはならないことだと思うんですよ。それを全然折尾愛真さんのほうには全く言わずに、これが出てくること自体が私ちょっとおかしいんじゃないかなっていうふうに思いますけど、そのところは どういうお考えで。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

予算を査定し計上する際に、折尾愛真さんのほうに事前にご説明をするということも、実際、本当に言われるとおりでというふうに思います。それを怠ったことってというのは、折尾愛真さんには申し訳ないなというふうには思っていますし、今後ご説明をする際には、改めて謝罪が必要かなというふうに思います。調査をするということになった際に、代替地をどうするかということについては、いくつかの考えはありますが、すぐに4月1日からここでどうですかっていうようなことには、今のところならないかなというふうに思っていますので、その点についても折尾愛真さんにお会いしないといけない、お詫びしないといけないというふうに思っています。

○議長（星 正彦 君）

他に質疑ありませんか。次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について128頁から201頁まで質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。

5款 労働費から7款 商工費について200頁から221頁まで質疑ありませんか。

○議員（1番 添田 政勝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝 君）

217頁の地域振興券ですけども、2,000万円がキャッシュレス商品券ということですがこれどういうふうな対応になっていくのか教えてください。

○地域振興課長（立石 一夫 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫 君）

まず今回初めてキャッシュレス商品券というものを導入するようになりました。

これにつきましては、今まで10%のプレミアム率に関しては、県が3%町が7%つけて、例えば1万円に対して1万1,000円を、全部そういう形で補助しておりました。

令和5年度から、県がキャッシュレス化を進めるということで、県が今度はプレミアム率10%出しましょうと。その代わり町としてはプレミアム率20%をつけてください。そう

すると10%10%をそれぞれ県と町が持ちましょう。さらに条件としましては、キャッシュレス商品券を必ず1,000枚以上発行してください。このようになっています。このことから商工会と協議をいたしまして、発行額1億円、このうち2,000万円をキャッシュレス商品券、残りの8,000万円については、6,000万円を一般の紙の商品券、2,000万円をリフォーム券ということで今計画をしております。

以上です。

○議員（1番 添田 政勝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

添田議員。

○議員（1番 添田 政勝 君）

店舗側からした対応として、バーコードとかで対応して、翌月とかに売上げが振り込まれるとか、そういうふうな感じですか。

○地域振興課長（立石 一夫 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫 君）

バーコード決済、今皆さん使われているかと思いますが、2通りありましてバーコードを直接読み込んで、それから決済する方法とQRコードをスマートフォンで、買った方は読み込んでもらって、そこで金額を入力して決済するほうと2つございます。これが完了した後に、決済事業者が決済をし、指定の金融機関にお金を振り込むと。ちょっとこの期間については、まだ定かではございませんが、現在、紙の分につきましては、購入した分についてお店が商工会に持って行って、商工会で小切手にして、それを金融機関に持って行って現金化するという流れになっています。結構手間がかかるんですが、これがキャッシュレスの場合であれば、直接決済後に振り込まれるという形になります。

以上です。

○議長（星 正彦 君）

他に質疑ありませんか。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

今のところなんですが、キャッシュレス決済できる店とできない店があると思うんですけども、その辺はどういうふうにされていますか。

○地域振興課長（立石 一夫 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫 君）

できない店というのはちょっと、どういう形で今これ指導といいますか、一緒に取り組んでいただくかというのは問題があるかと思いますが、基本的にはお店のほうではQRコード、これを一つ持っていただければ、機械を導入する必要はございません。あくまでも、利用者のほうがスマートフォンで読み取って払っていくという形になります。P a y P a y 辺りと同じ形になりますので、基本的にはお店で何か物を準備するということはございません。

○議長（星 正彦 君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。

8 款 土木費及び9 款 消防費について、2 2 0 頁から2 4 7 頁まで質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。

1 0 款 教育費から1 4 款 予備費について2 4 6 頁から3 0 5 頁まで質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで歳出を終わります。次に、歳入に入ります。

1 4 頁をお開きください。歳入は一括して質疑をお受けします。

1 4 頁から6 3 頁まで質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第24号は議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

これより、委員長・副委員長の互選のため、しばらく休憩します。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時16分

○議長（星 正彦 君）

会議を再開します。特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長（武谷 朋視君）

それでは報告いたします。委員長 許斐英幸議員。副委員長 篠原哲哉議員。

以上でございます。

○議長（星 正彦 君）

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第24 議案第25号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第25号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第25号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第25 議案第26号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第26号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第26号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第26 議案第27号 令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第27号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第27号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第27 議案第28号 令和5年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第28号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第28号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第28 議案第29号 令和5年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第29号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第29号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第29 議案第30号 令和5年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第30号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第30号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第30 議案第31号 令和5年度鞍手町水道事業会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第31号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第31号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第31 議案第32号 令和5年度鞍手町下水道事業会計予算を議題とします。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第32号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第32号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第32 議案第33号 民事調停の申立てを議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第33号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第33号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りします。

明日9日から14日までの6日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって明日ここ9日から14日までの6日間は、委員会審査のため休会します。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

閉会 午後 3時21分

令和5年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第4号）						
令和5年3月15日						
招集場所		鞍手町役場議事堂				
開閉会日時 及び宣告		開 会 開 議			議 長	
		令和5年3月15日 午後 1時00分			星 正 彦	
開閉会日時 及び宣告		閉 会 開 議			議 長	
		令和5年3月15日 午後 2時10分			星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	出席 13人	5	新 谷 留 晴	出 欠		
	欠席 0人	6	篠 原 哲 哉	出 欠		
	欠員 0人	7	星 正 彦	出 欠		
		8	有 働 徳 仁	出 欠		
		9	栗 田 美 和	出 欠		
	1 0	許 斐 英 幸	出 欠			
会 議 録 署 名 員	3	田 中 二 三 輝		4	宇 田 川 亮	

職 務 出 席	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	広 瀬 真 一	出 欠
	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	田 中 靖 治	出 欠
	総務課長	高 橋 奈 美 江	出 欠	建設課長	西 生 卓 矢	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	柴 田 隆 臣	出 欠
	税務住民 課 長	石 田 克	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局 長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	神 谷 徹	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	森 永 健 一	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和5年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月15日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 発委第1号 鞍手町議会の個人情報保護に関する条例
(議会運営委員長報告)
- 日程第2 議案第13号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第14号 鞍手町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第15号 鞍手町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第16号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第17号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第18号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第22号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第23号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第2号 鞍手町個人情報保護審査会条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第3号 鞍手町個人情報の保護に関する法律施行条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第4号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第5号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第6号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第7号 鞍手町職員の降給の事由及びその手続効果に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第8号 鞍手町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第17 議案第9号 鞍手町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第10号 公益的法人等への鞍手町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)

- 日程第19 議案第11号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第20 議案第12号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第21 議案第19号 鞍手町水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第22 議案第20号 鞍手町職員の再任用に関する条例を廃止する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第23 議案第21号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算(第8号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第24 議案第24号 令和5年度鞍手町一般会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第25 議案第25号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第26 議案第26号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第27 議案第27号 令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第28 議案第28号 令和5年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第29 議案第29号 令和5年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第30 議案第33号 民事調停の申立て
(民生産業委員長報告)
- 日程第31 議案第30号 令和5年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第32 議案第31号 令和5年度鞍手町水道事業会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第33 議案第32号 令和5年度鞍手町下水道事業会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第34 陳情第2号 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう
求める陳情
(総務文教委員長報告)
- 日程第35 閉会中の継続事件

令和5年3月15日（第4日）

開議 午後 1時00分

○議長（星 正彦君）

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程は、お手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第1 発委第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員長（田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議会運営委員長。

○議会運営委員長（田中 二三輝 君）

発委第1号 鞍手町議会の個人情報の保護に関する条例

上記の条例案を別紙のとおり提出する

令和5年3月15日提出

議会運営委員会 委員長 田中 二三輝

提案理由

個人情報の保護に関する法律が令和3年に改正され、地方議会が法の適用外となることに伴い、鞍手町議会における個人情報を保護し、その取扱いにおいて執行機関と差異が生じることのないよう議会独自の個人情報保護条例を制定する必要がある。

これがこの条例案を提出する理由である。

○議長（星 正彦 君）

これから質疑を行います。

発議第1号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

発委第1号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第1号 鞍手町議会の個人情報の保護に関する条例を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。

よって発議第1号は、原案のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第2 議案第13号から日程第9 議案第23号までの8件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

○民生産業委員長（須山 由紀生君）

議長。

○議長（星 正彦君）

須山民生産業委員長。

○民生産業委員長（須山 由紀生君）

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第13号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第14号 鞍手町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例

議案第15号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第16号 鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第17号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第18号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第22号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号

議案第23号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号

本委員会は、3月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（星 正彦君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第13号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第15号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第16号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第22号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第23号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第13号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 鞍手町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。

よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。

よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。

よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。

よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第10 議案第2号 鞍手町個人情報保護審査会条例について総務文教委員会での審査が保留となっていましたので、これより委員会審査のため、しばらく休憩します。

休憩 午後 1時12分

再開 午後 1時25分

○議長(星 正彦君)

会議を再開します。

日程第10 議案第2号から日程第23 議案第21号までの14件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

○総務文教委員長(篠原 哲哉君)

議長。

○議長（星 正彦君）

篠原総務文教委員長。

○総務文教委員長（篠原 哲哉君）

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第2号 鞍手町個人情報保護審査会条例

議案第3号 鞍手町個人情報の保護に関する法律施行条例

議案第4号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例

議案第5号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第7号 鞍手町職員の降給の事由及びその手続効果に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 鞍手町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

議案第9号 鞍手町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 公益的法人等への鞍手町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

議案第11号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第19号 鞍手町水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第20号 鞍手町職員の再任用に関する条例を廃止する条例

議案第21号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算第8号

本委員会は、3月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（星 正彦君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第2号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第3号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第3号について討論はありませんか。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議案第3号 「鞍手町個人情報の保護に関する法律施行条例」に対し反対討論を行います。

この「個人情報の保護に関する法律施行条例」の附則第2条には、鞍手町個人情報保護条例の廃止が謳われています。プライバシーを守る権利は、憲法が保障する基本的人権です。

これを廃止してどうするのか。条文によりますと第3条に保有個人情報の開示義務とあり開示する情報として鞍手町情報公開条例に規定する情報とあります。

第4条には開示請求に係る手数料として無料とするとあり2項には、前項の規定にかかわらず保有個人情報の写しの交付を受けるものは、交付に要する費用を負担しなければならないとあり第12条では行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料として手数料の額は2万1千円に次に掲げる額の合計額を加算した額とあります。

議案質疑の答弁では、その手数料は今後、一般会計の歳入に入るということでした。

また匿名加工情報とは、黒塗りをするなど、特定しにくくした情報と言う事でしたが調べてみると匿名加工情報と言うのは特定の個人を識別できないように加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報の事で加工されたことで非個人情報となる扱いのため、本人の同意を得ずに第三者提供、目的外利用が可能とされているものでした。

現政権は、2021年5月に成立させたデジタル関連法で国や自治体を持つ膨大な個人情報のデータ利活用を成長戦略に位置づけ外部提供した企業にAI人工知能で分析させ企業利益につなげることをデジタル改革の名で進めようとしています。

加工したとは言え個人に関する情報を外部に流通させ目的外利用させることです。

国も、市町村には、匿名加工情報の利活用の提案募集を義務付けてはいないのではありませんか。

近隣の市では、匿名加工情報制度の採用は見送ったと答弁されています。

また、ある自治体の審議会では、匿名加工情報の提供は、住民にとって不安がぬぐえない側面もあるとして極めて慎重に検討して行く必要があるという意見も出されています。

行政が個人情報を守る責務を放棄し、本人の同意なく目的外に流用し、企業の利益のために外部提供することが行政の仕事と言えるのでしょうか。

個人情報の漏洩などの事件は、相次いでいます。

個人のプライバシーの侵害、地方自治の侵害、利益誘導や官民癒着にも繋がりがねないこの法律施行条例には反対であることを表明し、討論といたします。

○議長（星 正彦 君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

次に、議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第5号について討論はありませんか。

○議員(4番 宇田川 亮 君)

議長。

○議長(星 正彦 君)

宇田川議員。

○議員(4番 宇田川 亮 君)

議案第5号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。

これは、地方公務員法の一部が改正され定年が65歳まで段階的に引上げられることから条例の一部が改正されるものです。

内容を見ますと令和5年度より、2年に1歳ずつ定年の基準が引上げられ8年後の令和13年に改正が完了するものです。

しかしながら、令和13年以降に退職する職員は、60歳を過ぎても65歳以前に退職すれば、依願退職扱いとなり退職金が満額もらえないようになっています。

年金の支給年齢が引上げられ65歳まで働くことができるようになったとはいえ何らかの理由で65歳まで働くことが出来なくなったときは、それまでの慰労金でもある退職金が目減りすることになります。

以上の理由により、議案第5号及び関連する6号、7号、8号、9号、10号、11号、12号、19号、20号についても反対いたします。

以上です。

○議長(星 正彦 君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

(「なし」の声あり)

次に、議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第21号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第2号 鞍手町個人情報保護審査会条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 鞍手町個人情報の保護に関する法律施行条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 鞍手町職員の降給の事由及びその手続効果に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第8号 鞍手町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 鞍手町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 公益的法人等への鞍手町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 鞍手町水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に、対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 鞍手町職員の再任用に関する条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和4年度鞍手町一般会計補正予算第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第24 議案第24号を議題とします。

本案は、予算特別委員会に付託していただきましたので予算特別委員長の審査報告を求めます。

○予算特別委員長(許斐 英幸 君)

議長。

○議長(星 正彦 君)

許斐予算特別委員長。

○予算特別委員長(許斐 英幸 君)

予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第24号 令和5年度鞍手町一般会計予算。

本委員会は3月8日に付託された上記の議案を審査の結果、修正版及び修正部分を除く議案を可決すべきものと決定しましたので会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長(星 正彦 君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、修正案について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、修正部分を除く原案について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに修正案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、修正部分を除く原案について討論はありませんか。

○議員(4番 宇田川 亮 君)

議長。

○議長(星 正彦 君)

宇田川議員。

○議員(4番 宇田川 亮 君)

議案第24号 令和5年度鞍手町一般会計予算に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

岸田政権の新年度予算は、戦後の安全保障政策の大転換を掲げて専守防衛を完全になぐり捨てることを宣言した安保3文書に基づいて5年間で43兆円という大軍拡を進める初年度予算であり、戦争国家づくり元年予算というべきものです。

軍拡のために社会保障費は、1千5百億円も圧縮され年金給付は実質削減となっています。

岸田首相が掲げた子育て予算倍増は、全くの看板倒れとなり、物価高騰が国民を苦しめている最中に暮らしの予算を削って軍事費につぎ込むという戦後最悪の予算案にほかなりません。

鞍手町の新年度予算案は、基本的に政府の予算案に追随するものです。

しかしながら、厳しい町財政の中、日本共産党がこれまで何度も取り上げてきた子ども医療費の無料化が10月から高校卒業まで拡大する予算が盛り込まれていることは、心から歓迎するものです。

高すぎる国保税の引き下げや町独自の介護保険料・利用料の減免制度、学校や公共施設のトイレに生理用品を置くことなど町民生活と子育てで中小業者を応援する予算に組み替えることを求めて反対討論とします。

○議長（星 正彦 君）

ほかに討論はありませんか。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議案第24号 令和5年度鞍手町一般会計予算に対し反対の立場で討論します。

本議案は、町長の政治姿勢が最も反映されるべき議案である。

しかしながら、2年続けて議会から減額修正される前代未聞の状況を招く結果となった。

また、小学校統合に関しては、教育委員会が法が認める職務権限にのっとり作成した報告書を受け取らず担当課が小学校統合に関する予算を要求したにも関わらず町長は拒むことが法的に許されない、その予算を令和5年度予算に計上されていないことは、教育行政を混乱させ児童や関係者に多大な混乱を生じさせている。

教育委員会が法が認める職務権限にのっとり決定した場所が町長が思っていた場所と違っていた。たったこれだけの理由で教育委員会の報告書を受け取らないことは、まるで駄々を捏ねる幼子と何ら変わらない恥知らずで愚かな行為と言わざるを得ない。

本議案は、町民の生活向上に向けた事業や庁舎建設に関連する事業など重要な各事業予算が計上されていることは十分承知しているが法の解釈すら出来ず職務権限を逸脱し、子

供たち児童たちを犠牲にした議案第24号 令和5年度鞍手町一般会計予算を認めることは出来ない。

以上です。

○議長（星 正彦 君）

ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第24号 令和5年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は修正であります。

まず、修正案について採決します。

本修正案について賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。

よって議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除く原案について賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。

よって修正議決した部分を除く原案は可決されました。

次に進みます。日程第25 議案第25号から日程第30 議案第33号までの6件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので民生産業委員長の審査報告を求めます。

○民生産業委員長（須山 由紀生 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

須山民生産業委員長。

○民生産業委員長（須山 由紀生 君）

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第25号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算

議案第26号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算

議案第27号 令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算

議案第28号 令和5年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算

議案第29号 令和5年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算

議案第33号 民事調停の申立て

本委員会は、3月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべき

ものと決定したので会議規則第76条の規定により報告します。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第25号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第26号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第28号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第29号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第33号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第25号について討論はありませんか。

○議員(4番 宇田川 亮 君)

議長。

○議長(星 正彦 君)

宇田川議員。

○議員(4番 宇田川 亮 君)

議案第25号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算に対し、反対討論を行います。

新型コロナウイルス感染症や止まるところを知らない物価高騰で暮らしも営業もさらなる厳しさを増しています。さらに10月からのインボイス制度導入で追い打ちをかけています。

高すぎる国保税を引き下げてほしいという願いも切実です。国は、国庫負担割合の引き上げや低所得者層に対する保険料負担軽減策の拡充を行うべきです。

2022年度より、未就学児の均等割りの5割が軽減されるようになりましたが、生まれたばかりの子どもにまで国保税をかけている状況は変わっていません。

子どもの均等割りを無くし、国に対し抜本的な追加の公費投入を求めていくことを申し上げて反対討論とします。

○議長（星 正彦 君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

次に、議案第26号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第27号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第28号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第29号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第33号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第25号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。

よって議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。

よって議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和5年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和5年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号民事調停の申立てを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第31 議案第30号から日程第33 議案第32号までの3件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

○総務文教委員長(篠原 哲哉君)

議長。

○議長(星 正彦君)

篠原総務文教委員長。

○総務文教委員長(篠原 哲哉君)

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第30号 令和5年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算

議案第31号 令和5年度鞍手町水道事業会計予算

議案第32号 令和5年度鞍手町下水道事業会計予算

本委員会は、3月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（星 正彦君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第30号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第31号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第32号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第30号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第31号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第32号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第30号 令和5年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。

よって議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和5年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。

よって議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和5年度鞍手町下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第34 陳情第2号を議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

○総務文教委員長（篠原 哲哉君）

議長。

○議長（星 正彦君）

篠原総務文教委員長。

○総務文教委員長（篠原 哲哉君）

総務文教委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第2号庁舎内における職員への政党機関誌の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情。

本委員会は、3月1日に付託された上記の陳情審査の結果、採択とし、町長に送付すべきものと決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

○議長（星 正彦君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。陳情第2号について討論はありませんか。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

陳情第2号 「庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情」反対討論します。

議会運営委員会、民生産業委員会でも指摘したが、この陳情には旧統一教会の機関紙世界日報の記事が資料として添付されている。一目して関係筋からの陳情とわかる。

今、政治の場でも地方自治体でも旧統一教会という反社会的団体とはきっぱり手を切るという努力が続けられている。

そのような社会情勢の下、鞍手町議会として、この陳情を受理したこと自体が誤りだ。もし、陳情にあるような問題があるのなら、議会として解決すれば済むこと。

議会として採択するなどとは、反社会的団体にお墨付きを与えるようなもので鞍手町議会の良識が問われるというものだ。

旧統一教会の政治組織である国際勝共連合の会長は鞍手町の出身である。会長の出身地で陳情が採択されると全国的に宣伝されるのではと危惧する。

この陳情は採択すべきではない。

○議長（星 正彦君）

ほかに討論はありませんか。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

今回の陳情の内容については、政党の機関誌の勧誘・配達・集金という問題については、これは憲法で認められた政治活動を妨害するものであります。しかもこれは個人との契約でもあり、それをわざわざ外部から自粛を求めるといような陳情は、すべきではないし、これを認めるわけにもいかないと思います。

これまでも、庁舎内の管理規則に基づいて、配達集金等はやっていると思います。今回の中身で言えば、これは明らかに赤旗新聞と日本共産党を攻撃した内容でありますし、戦前、侵略戦争反対を掲げて日本共産党の先輩方は、拷問を受けながら、監獄に入れられながら、この半侵略戦争反対を掲げてやってきました。いわゆるレッドページだとか、いろいろありましたけれども、今、岸田政権が大軍拡を打ち立てて、こういう、この陳情自体出ることが、第2の戦前を呼び起こしているのではないかというふうにも考えられます。

もう一つ、この中身は政党新聞と政党機関誌というふうに書いてありますが、これは赤旗新聞だけじゃなく、他の政党紙や議員が進めるものであれば、それは運動体、それから宗教新聞、全ての機関誌、新聞機関誌等が対象になってくるのではないのでしょうか。これを全て自粛するということは、これは明らかに憲法を逸脱したものであるというふうに考えますので、陳情に対しては反対いたします。

以上です。

○議長（星 正彦 君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

陳情第2号 庁舎内における職員への政党機関誌の勧誘・配達・集金を自粛するよう求め

る陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって陳情第2号は採択されました。

次に、日程第35 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りします。各委員長の申出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって委員長からの申出のとおり、継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

これをもって、令和5年第2回定例会を閉会します。

閉会 午後 2時10分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正彦

議員 田 中 二三輝

議員 宇 田 川 亮